

平成26年6月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成26年6月22日日曜日 (午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	山 中 美 由 紀
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	照 本 茂 法
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

日程第 1 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、一般質問を行います。本定例会での一般質問通告者は10人です。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、森田宏議員。

13番 森田 13番、森田宏です。私は、山口町長の去就についてということで、町長に質問いたします。

山口文夫町長は、平成22年初当選され、この9月、1期目の任期を終えようとしています。この間、自らの給与などを削減して、その削減した財源を低迷している観光事業の立て直しにかかる調査事業に充てるなどのほか、行財政改革にかかる基金残高の増加など、財政の健全化に努力されてきたことは、率直に評価すべきであります。そして、公約に基づき、諸々の事業を展開しておられますが、町長自身としては、それも途半ばであろうと思います。

山口町長は、2期目の再出馬に関し、今日まで公式の場では発言がっておりません。町長としては、9月の改選期を控え、引き続き行政を担当する考えでおられるのか。この定例会が1期目の最後の機会でありますので、その考えをお尋ねいたします。

町 長 皆様、おはようございます。森田議員からの町長の去就についてのご質問についてお答えいたします。

ただいま議員のご質問にありましたように、町長に就任してから3年9カ月が経過をし、任期まであと3カ月足らずとなったところでございます。この間、町政運営に関しましては、大きな混乱もなく推進できたところであり、これもひとえに議会をはじめ、町民の皆様方のご理解とご協力のおかげであり、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

そのような中、議員からは2期目の再出馬について公式な場での発言がないということで、自らの去就についてのご質問をいただいたところでございます。実は、この件につきましては、去る12月議会において、波戸議員から9月の町長選挙に出馬し、山口町政を継続する考えはないかとの

ご質問をいただいたところではありますが、その時点では残りの任期が9カ月もありましたので、まずは一つでも多くの課題解決を図り、町民皆様の負託に応えるよう、任期までしっかりと取り組んでいきたいと、この旨の発言をいたしまして、その間において考えをまとめ、しかるべき時期に報告をさせていただきたいと、このような答弁をいたしております。その後、新年度に入りまして、くじゃく園開園50周年記念事業や町制施行80周年記念事業の一つである、岩松了さん主演映画の上映会を盛会裡に終了することができ、今後は秋の町民大運動会、町制施行80周年記念式典、そしてこれまで準備をしてきた長崎がんばらんば国体のホッケー競技会等を成功させ、今後の交流人口の拡大につなげるべく、しかも切れ目なく取り組まなければならないと、このように考えているところでございます。

また、これまで手掛けてまいりました財政の健全化につきましても、ただいま議員からもご発言がありましたように、起債残高の減少を図り、基金残高の減少につきましても、一定の歯止めをかけることができましたが、課題の一つでもあります観光事業の活性化など、まだまだ途半ばのものもございます。しかし、一方では、町民の皆様方が安全で安心して暮らせるための、地域見守りネットワークの構築をはじめ、国道205号線の川棚医療センター前の交差点改良や、川棚港埋立地へのスポーツ施設の建設につきましては、これまでの陳情活動が実り、国、県において調査、設計費を今年度計上していただいたところでありまして、基幹農道川棚西部地区につきましても、昨年末に一部着工をしていただき、今年度から本格的な工事が始められることとなっており、いくつか明るい兆しも見えてきたところでございます。これらの事業を着実に推進し、住まい理想のまち川棚、そして町民の暮らしがより輝くまちづくりのために、引き続き町政のかじ取り役を担当させていただきたいと、このように強く思っているところでございます。最近では、後援会をはじめ、町民皆様からも再選を目指して出馬をするようにとの多くの声をいただいておりますので、この度、立候補を決意したところでございます。どうか、皆様方のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますよう、よろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

1 3 番 森 田 ただいまですね、山口町長の決意を聞きましてですね、多くの町民が納得するんだらうと思っております。そこでですね、私の質問、ある

いは町長の今答弁の中のご発言なんかを踏まえてですね、これから再出馬と決定された後ですね、推進中の第5次行政改革大綱であるとか、あるいは町長自らの公約がまだまだ手がかからないものもあれば、推進中のものもあります。そしてですね、我々議会としては、先月に議会報告会を各地で実施しております。3回目でありますね、3年連続です。そこで、今町長のお話の中にもあったようにですね、いろんな町民の方のご意見、ご要望、苦情、いろんなことあるんですよ。このですね、大半というよりは、ほとんどがですね、町民の方のほとんどのご意見、ご要望というのは、行政に対する、あるいは町長に対する要望、ご意見、これが圧倒的でございます。もちろん、議会にも指摘は受けております。今後はですね、再選の暁には、町長自らが指摘されているように、そういうものの懸案の解決とか、そういうことにご尽力いただきたいというふうに思っております。

町長 今、再選についての決意を表明したばかりでございますので、これから選挙に向けての公約等については検討してまいりまして、しかるべき時期に町民の皆様方にお知らせをして、そして理解をいただくように努力をしてまいります。以上でございます。

1 3 番 森 田 終わります。

(1 0 : 1 1)

議 長 次に、福田徹議員。

3 番 福 田 おはようございます。3番、福田徹です。

先日、5月8日、日本創生会議の人口減少問題検討分科会が成長を続ける21世紀のために、ストップ少子化、地方元気戦略と題した提言を行い、その中の地方自治体の人口予測は、新聞等で大きく報道されました。その直後に、5月12日から行った議会報告会でも報道を見られた方だと思いますが、町に活気が見られないこと、町の人口が減ってきていることなど、本町の将来についての不安を感じてのご意見がありました。このことは、現在の社会情勢から来ることでありますが、日本全体のことであります。行政はそういう不安が町政への不満へとつながっていかないようにしなければなりません。日本の抱える課題の多くは少子化によるもので、その対策は早急かつ集中的に行うべきであるとされていますが、その対策が具体的に地方に浸透するには時間がかかると思います。もうすでに地方自治体間では、生き残りを

かけた競争が始まっており、多くの自治体がいろいろな施策をとっております。これからは、本町の独自の姿勢を示していかないと生き残れないのではないかと考えます。

これまでも議会では、提言を重ねてきましたが、行政からは総合計画に沿った町政運営ということで、反応がいささか鈍いように感じております。そこで、本町の最大の問題は、人口減少と捉え、その対策に重点を置くべきではないでしょうか。そこで、次の三点についてお尋ねします。

まず最初に、これからのまちづくりの方向性をどう考えているのかお尋ねします。ここで言う方向性とは、町の特性として商業都市、工業都市、観光都市、学園都市のほか、ベッドタウンなどの表現があるかと思いますが、その中での方向性をどう考えておられるのか。平成21年9月に一般質問で、ベッドタウン化についての質問を行いました。定住化は、町の重要課題との認識を示されております。その後、どのように取り組まれたのか。そして、今後のまちづくりにあたって、まちづくりの目玉に何を掲げていくのかお尋ねします。加えて、川棚町を地理的に見渡し考えたとき、地区、地域での将来像について具体的に2カ所についてお聞きします。

一つには、下百津地区の将来像をどう考えているのか。町道臨港線が今、改良工事が進められていますが、河口付近には国有地や県有地があり、道路が完成し、利便性が増してくれば、何かしら変化が起こってくるものと思われれます。このままでは、宅地化が進むのかと思われれますが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

二つ目として、今整備中の中山から新谷までの基幹農道西部地区道路及びそれに取りつく道路が改修されてきますが、その後は企業が進出したり、宅地ができてくるのではないかと予想されますので、周辺地域の開発を、どうコントロールしていくのか今後の在り方について町長の考えをお尋ねします。

二番目に、定住化推進策についてお聞きします。本年1月29日に、東彼商工会主催による武雄市の樋渡市長を招いての講演会がありました。講演会では、樋渡市長は「良いものはまねをしろ。ぱくりと言われてもいい。まずはやってみることだ。もし失敗したら、すぐ謝って修正をすることが大事だ。」とおっしゃっていました。町長もお聞きになっていたと思いますが、あのお

話を聞かれてどういった刺激を受けられたのかと想像しています。

そこで、これまでのいろいろな方策が町議会でも投げかけられてきましたが、定住化策として住環境、少子化対策などが効果的だと考えますが、新たな方策や制度の充実が考えられないかお尋ねします。また、定住化を推進するにあたっては、二通りのやり方があると思います。

一つは、今住んでいる町民向けの施策を充実させ、町民満足度を上げていくことで評判及び町外へアピールする方法です。

二つには、Uターン、Iターンなど、町外から移り住んでくる人を誘うような優遇策でアピールする方法です。どちらを効果的とお考えになって取り組まれていくのか。町長の推進にあたっての重点の置き方をお聞きします。

三番目に、第5次総合計画では、協働によるまちづくりの推進を謳っており、私も町の活性化には町民の方の協力、町民の力が不可欠だと思っています。先ほどの日本創生会議の報告書では、選択と集中の考えのもとで、地域の多様な取り組みを支援する必要性を説いてあります。本町でも、協働のまちづくりを推進するためには、選択と集中のもと、活性化対策に通じるものには、積極的な支援を行っていく必要があるのではないのでしょうか。活性化には、イベント等が考えられますが、この後、同僚議員から質問が予定されていますので、私は自治会への支援について質問をいたします。

まちづくりの基礎は、協働の重要な担い手である自治会運営にあると考えます。そこで自治会活動を活発にやっていただくためにどうしたらよいのか考えていかなければならないでしょう。今、川棚町では自治会に地域見守りネットワークや自主防災組織の設立など、自治会に協力をいただくことが増えていますが、自治会では個人情報課題やら、自治会未加入問題など、相当ご苦労されているように聞いております。そこで、自治会内のコミュニティの深まりや、活動の充実感のため、自治会活動支援補助金を見直し増やしていけないか町長にお尋ねします。以上であります。

町長 福田議員の本町の将来像についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の中にありました日本創生会議が、去る5月8日に提言したストップ少子化、地方元気戦略の折に発表された全国市町村別の将来推計人口につきましては、試算した結果、西暦24年の20歳代から30歳代の若年女性

の数が、2010年と比較いたしまして半分以下に減る自治体、いわゆる消滅可能性都市が全国の市町村の49.8%にあたる896市区町村に上り、このうち523市町村は、40年に人口が1万人を切るという、大変ショッキングな内容でございました。したがって、こうした全国的な社会動向の中、本町において人口減少社会は避けられないものの、人口の減少をいかに抑制していくかという、その対策は極めて重要な課題であると、改めて認識をした次第でございます。さて、そのような中、ただいま議員からは、三点についてご質問をいただいたところでありますが、まず①の、これからのまちづくりの方向性をどのように考えているか、その目玉は何かについてありますが、ご承知のように、第5次川棚町総合計画において、まちづくりの将来像を、「自然を愛し、くらし輝くまち」と定め、その将来像をもとに施策の大綱として5つの柱を掲げ、それぞれの主要施策を置き、さらにその主要施策に具体的な事業をとりまとめ、そして、実施計画としているものでございます。したがって、ご質問のまちづくりの方向性とは、総合計画の中に示しているとおりでであると、このようにご理解をいただきたいと思っております。

また、その目玉とは何かというご質問でありますが、これは毎年当初予算のご提案の際に、町長説明として主要施策等において、総合計画の5つの柱に沿って説明をしておりますが、5つの柱の全てが重要でありまして、それぞれの分野について取組み、その相互性、調和によってまちづくりは進めるものであると、このように考えておりますので、いわゆる議員がおっしゃるような一点集中的な目玉というものは考えておりません。

次に、②の定住化推進には、住環境、少子化対策などが考えられますが、新たな方策や制度の充実が考えられないかというご質問でありましたが、ご質問にあるとおり、定住化の促進については、住環境の整備と少子化対策のこの2つは、重要な施策であると、このように考えております。

まず、住環境の整備であります。道路交通網の整備、上下水道の整備など、様々な社会インフラの整備について取り組んできたところでございます。今後も引き続き、正確性を持って、地域住民の方の要望を優先しつつ、その整備充実を図っていきたいと考えております。また、少子化対策であります。今まで就任してから保育所の保育料の第二子無料化、あるいは乳幼児の

おむつの焼却処分の袋の無料配布など、本町独自の施策も行ってまいりましたが、今後も少子化対策に有効な施策について研究をしてまいりたいと、このように考えております。

また、少子化対策に関連して、大きな取組みといたしましては、平成24年8月に成立した子ども子育て支援法に基づき、市町村は子ども子育て新制度の改築が求められておりまして、その中において、本町においても平成27年度の制度創設に向けて、子ども子育て支援事業を現在策定中のごさいますして、この計画の中で、本町の新たな子ども子育て支援策をとりまとめることと、このようにいたしております。また、税と社会保障の一体改革によりまして、この4月から消費税の税率が引き上げられましたが、この引き上げ分の財源は、議員もご承知のように子ども子育て支援、医療、介護、年金の各分野の充実に充てられるものであり、今後、この分野におきまして、様々な国の施策が展開されるものと、このように思っております。今後は、そうした国の支援や施策について本町の実情を踏まえながら調査研究し、新たな施策を講じていきたいと考えており、現在はちょうどその過渡期にあたりますので、具体的な施策は申し上げる時期ではないので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、第三点の町の活性化には町民の力が不可欠だと思ひます。協働のまちづくりを推進するためにも、活性化策に通じるものに支援ができないかについてであります。ご指摘のとおり、町の活性化には町民の皆様方のご協力、そして地域におけるつながりがなくてはならないものと、私もそのように考えております。その意味において、本町では各地区において、日頃から町民の皆様が親睦と融和を持って、安全で安心な地域づくりに努めていただいております。また、町の施策においても積極的にご協力をいただいております。そのことに対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。特に近年は、地域見守りネットワークや自主防災組織の創設により、今まで以上に地域における互助活動にご協力をいただいているところでございます。ご質問にある活性化策に通じるものとは、やや漠然としており、いろいろなものがあると思ひますが、いろいろな意見もあろうかと思ひます。厳しい財政状況の中ではありますが、なんでもかんでもというわけにはまいりませんが、具体的に寄せられるアイデアや意見には真摯に耳を傾け、効果があるものについては

支援してまいりたいと、このように考えております。

それから、ただいま議員からは、下百津の空き地の将来像についてとか、あるいは基幹農道川棚西部地区の完成した暁にはとか、自治会活動の活発化のために補助金の増加を、とか質問がありましたが、これにつきましては通告の段階では把握をしておりませんでしたので、再質問の中でご質問をしていただければ、その時点で答弁とさせていただきます。以上でございます。

3 番 福 田 ①に関しては、総合計画に沿って、前回とか前の議員さんとかが定住化策とか、そういった質問をされた時と同じような答弁で、新しい取り組みといいますか、意気込みを感じなかったんですけども、今人口の減少が進んでいる事実があるわけですけど、その減少の減り方について、何か感想といいますか、私としてはちょっと減り方が加速化してきているんじゃないかと思うんですよね。そこはどんなでしょうか。それは無いとか、考えをお聞きしたい。

町 長 質問にお答えいたします。人口の減少につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、全国的な流れであり、川棚町も例外ではないということで、大変危惧をいたしております。これにつきましては、実は総合計画の、確か21ページでしたか、後で堀田議員の質問にもお答えいたしますが、将来人口の予測をいたしておりますが、かなり減少をしてきておりますが、その総合計画を推進することによって、川棚町の人口を1万4,500人ととどめようという計画で進めております。平成26年度の予測においては、予測をしていた人口よりも現在の人口が若干上回っておりますので、議員それぞれご自分でご判断いただきたいと思います。以上でございます。

3 番 福 田 そういう認識のもとで質問をさせていただきますが、まずその一番目の町の方向性ですね、先ほどは調和を持って総合計画に沿ってと、それは理想のまちを推進すると、作っていくというもとでの総合計画だったろうと思うんですけども、先ほど壇上でも申しましたが、これからのまちづくりには個性を持ってアピールしていかなければならないと思うんですけども、その総合性、調和を持って進めるということで、一点集中は考えていないということですけど、先日講演がありました武雄市などは、新しい取り組みを積極的に市長をはじめ、職員からの提案を含めて取り組んでいかれてい

るんですけれども、そういうふうな情報発信性、そういったことを含めて独自のものといえますか、理想のまちを求めるのは当然でしょうけど、具体的に進めるにあたって、人が輝く、何で輝くのか、どこを具体的に表現してあるのか、やっぱり個性が必要じゃないかなと思うんですけど、そこらへんはどんなでしょうか。先日、ほかの方からも町のキャッチフレーズのようなものもありましたが、そこらへんをもう一度お聞きしたいと思います。

町長 お答えいたします。まず議員は、私は総合計画に沿って行政を進めているんだという考えに対して、何かいかにも総合計画をあまり重視されていないような気がしたんですけれども、これは議会にご決定をいただいて、職員、議員、そして町民の皆様方の認識のもとで、この計画に沿って進めておりますので、これが私は行政運営の基本だと、このように認識をいたしております。したがって、先ほども言いましたように、一点集中的な行政をする気はない、そういった材料が現にあって、それが効果的であればそういった取り組みをしてまいりますけれども、現状ではやっぱり調和のとれたまちづくりを推進していくべきではないかというふうに思っております。総合計画が少しでも達成できるように、そういった努力をしているところでございます。そういった中で、武雄市の市長の話などがありましたけれども、武雄市長の場合は、もちろん川棚町と武雄市は背景がまったく違いますし、市と町との首長の関係、そういったものも全然違います。そういったことで、前回も確かそういった質問がありましたけれども、武雄市長は武雄市長、川棚町長は川棚町長、そういった考えで今後も推進をしていきたいと考えております。

3 番 福 田 私は総合計画を否定しているつもりはありません。私は総花的に書いてあるんじゃないかと、その中でも特化していくものを町長として町長が変わっていった場合ですね、町長が特色あるまちづくりをしてもいいんじゃないかなということでお話をさせていただきました。川棚町独自の考えで現在は進めているということですので、先ほど言い残しておりましたものに移っていききたいと思います。

①の中で言いました下百津地区と基幹農道関係における地域的な将来像をどう捉えているかということで再質問をさせていただきます。お願いします。

町長 お答えいたします。まずあの、下百津の県有地、国有地、具体

的にどこを指して言っておられるのかよく分かりませんが、いわゆる東臨港線の沿線の話でありますと、現在、民間住宅で開発をされる予定がなされているようです。それから、もう一つ、基幹農道川棚西部地区、昨年末に一部着工していただきまして、そして、本年度から本格的な工事に入るわけですが、まだ今、用地買収の最中でございます。いわゆる前も言いましたように、完成した暁にはどうのこうのということは言える状況ではないわけです。それは、用地買収業務に支障が出ます。したがって、現在はこの道路は、いわゆる川棚町の耕畜連携を図っての農業振興を図ろうということと、それから道路が完成した暁には、周辺の農地の活用、耕作放棄地の再生を図ろうという大きなメリットがありますので、やはり現時点では農業の振興ということを考えて進める必要があるのではないかと、このように認識をいたしております。以上でございます。

3 番 福 田 県の埋立地の方は県有地として町道臨港線から外れていますけれども、下百津地区としての質問で、下水処理場前あたりにありますよね。あそこらへんも含めて下百津地区のことについてお聞きをしたいと思っております。こないだは残念ながら企業誘致にならず、太陽光発電ができて、またほかにもあるようですが、そういった中で、バラバラにいろいろできると、町としての後々のまちづくりに影響があるんじゃないかなということで、どういうふうな、町長として構想を持っていかれるのかなということでお聞きしていますけれども、県有地はあるという認識でよろしいですね。ただ町道に接していないということでのお話だったかと思しますので、全体と捉えていただいて結構です。

町 長 お答えします。今議員から具体的に県有地のお話がありましたので、これは以前、川棚港環境整備事業として造成された土地がございます。一部の9haにつきましては、これまでスポーツ施設を建設してもらおうということで国や県に直接出向いてまいりまして陳情を重ねた結果、今年度、調査、測量の予算が県の方で計上されております。したがって、今後、当初県が計画したような方向で整備をしていただくと、私は認識をいたしております。それから、浄化センターの横に2haの土地がございます。これにつきましては、現在は県有地であります。将来は町が県から購入をして、そしてそこに企業誘致を図るという方向で、これまで事業が進められてきてお

ります。これまで県と町との単価の、いわゆる問題で話し合いが進んでおりませんが、町はできるだけ安く買おうと、県はいわゆる造成費をその売却代で確保しようと、それぞれの思惑の違いがありまして、現在まで購入に至っておりません。しかし、町が購入する場合には、やはりここに企業を進出させていただく、そういった方向性が見いだせないと、県から町がこの土地を購入するということについては、若干、財政運営上も問題があると思ひまして、現状ではそういう状況でございます。そして、工場空地にこれまで企業誘致を図ってきておりましたが、これが不調に終わりました、それと同時にいわゆる地主さんの方では、太陽光発電の施設を建設しておられまして、本来は、これは町有地ではありませんでしたので、やむを得ないということで諦めた状況でございます。以上でございます。

3 番 福 田 一点確認させていただきまます。県有地の2haは、町が購入するというので、県では町が買えるというところまでは待つということ、それまではあのままでということ、ほかには検討はされていないということを確認していいのでしょうか。

町 長 お答えいたします。この県有地の2haにつきましては、実は浄化センターを造る時、たぶん平成の初めの頃だと思ひますけれども、そういう時期に県と町との確約がなされております。実はこの県有地につきましても、2、3年前でしたか、メガソーラーの建設についての話もございましたが、諸般の事情でそれも断念いたしてしております。現状では、過去の問題で、あるいは町の先ほど言いました事情で話が中断をいたしてしております。以上でございます。

3 番 福 田 三番目の自治会活動支援補助金、こういった中で、町長も私も自治会が町の町政運営にあたってのご協力をいただいて、重要な組織であるという認識は一緒だと思ひますけど、先ほど言いました地域見守りネットワークや自主防災組織、また最近、消防団後援会とか、町内一斉清掃の時の町内で河川があったり、そういったところのいろんなばらつきがあるわけですが、そういった消防団後援会の話、町全体の組織の一本化といひますか、各団によって一つにという話があったかと思ひますが、そういった中の根本にあるのは、自治会の人口差とか広さ等のこともあつてのことだと思ひますので、そこらへんの配慮がもう少し、今自治会交付金要綱によると均

等割と人口割になっておりますので、そのへんの考慮はされないのか、検討できないのかお聞きしたいと思います。

町長 自治会につきましては、私は行政運営のパートナーということで、大変頼りにいたしております。そういった中で、今いくつかの質問がありました。まず消防後援会につきましては、これは以前、消防団員1人に対する住民の負担が、それぞれの分団によってかなり差があると、だから何かこれが改善できないかということでお話がありましたので、これは消防団あるいは消防団後援会の問題であり、町とは直接関係ありませんでしたので、幸いにして町では消防委員会というのを設置をしております。その委員会の席に議会からこういった問題が提起されましたと、私の方から提案をさせていただきまして、そして委員会でご議論をいただいて一定の方向性が示されたようでございます。

それから、自主防災組織につきましては、今いくつかの地区で立ち上げていただいておりますが、これは県の方から資材等についての助成がなされておまして、特に現時点では、それ以上に町が支援をしなくてもいいんじゃないかと、そういった考えを持っております。

それから、自治会活動に対しての助成金を増額できないかということにつきましては、福田議員はそういった発言をされましたけれども、実は自治会の方からはそういった要望等はあっておりません。そういったお気持ちは十分理解できますので、今後、自治会からそういった要望がなされれば、前向きに判断をしたいと、このように思います。以上でございます。

3番 福田 自治会の補助金支出の要綱ですかね、そういった中でですよ、人口割と均等割ということで、人口割の分では、人口が減ってきている、または自治会に未加入ということで、自治会の活動そのものは増えていっているのに、自治会の人口割の分は減ってきているんじゃないかなと思うので、いろんな活動をもっと充実して活発にやってもらうためには増やすべきじゃないかなと。その自治会からの要望が上がってきていないということですけど、率先してそういうふうなことを町長として考えられていいんじゃないかなと思うんですが、そこはどうでしょう。

町長 やっと趣旨が分かりました。要するに人口の構成がだいぶ変わってきておりますので、人口割と平等割、そういったものの算出方法を検討

しろというようなご提言でありましたので、これについては今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

3 番 福 田 これから定住化策とか少子化対策とか、いろんな取り組みがされますけれど、そういったもの、先ほど私の二番目の中で触れとったんですけど、充実していく中でですね、少子化対策につながるもの、そういったものを優先して予算配分ですね、人口減少に歯止めをかけるような施策、それと関係ないと言えばおかしいですけど、町長の言う総合計画に沿った施策の中でですね、少し削減をしてでも定住化、少子化対策につながるものを増やしていくお考えはないかお聞きしたと思います。

町 長 お答えします。先ほど、壇上での答弁の中で、今子ども子育て支援法ができて、そして27年度までに、この制度を町で構築するというので今作業を進めております。この法律の中では、支援法の中では、まだ具体的な施策の中で示されておられませんので、今後そういったものを見ながら検討してまいりたいと思っております。特に、やっぱり財政上厳しい状況でありますので、できるだけ国や県のそういった補助制度に則ってしなければと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。ただ、子育て支援策の一つの中に、あまり知られていないのが、第三子に対する出生祝い金、現在10万円を差し上げておりますけれども、これについてはほとんど他の町もそういう状況でありますので、少しこれのことについて、今後検討したいと考えております。以上です。

3 番 福 田 終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(10:54)

(…休 憩…)

(11:05)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで皆さんにお伝えをいたします。長崎新聞より、議場内の撮影の申し出がっております。これを許可いたします。なお、議場内の撮影については、議長の許可を必要とするとなっておりますので、この場で申し上げておきます。傍聴者の方もそのように対応をいたしますので、よろしく願いいたします。なお、東彼ケーブルの方からも撮影は常時出席をしていただいて、

撮影をしていただいておりますので、このことも申し添えてお伝えをしたいと思います。

議 長 次に、久保田和恵議員。

14番久保田 14番、久保田和恵です。通告文にしたがい、一般質問を行います。

一点目、町民の医療政策の充実についてです。第一に、心身障害者、母子家庭などの福祉医療に関するセーフティネットは、社会保障政策の中に位置づけられるべきものであり、本来、国が責任を持って制度を構築すべきものです。にも関わらず、国としての取組みが不十分な中で、現在は全国の地方自治体が医療費の自己負担を補助する福祉医療助成制度を実施しています。そこで経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるように心身障害者、母子父子家庭などの医療費を現物給付にする考えはないか尋ねます。

第二に、本町におられる透析患者さんから、医療センターが建て替わる際に透析の設備を要望してほしいとの声が多く聞かれます。他市町で治療を受けている患者さんの負担を軽減するために、川棚医療センターへの透析装置の設置について要望ができないかお尋ねします。

二点目、介護保険制度について尋ねます。国民の安心の仕組みを根底から揺るがす医療介護総合法が18日、参議院本会議で自民、公明両党の賛成で、可決を強行成立しました。患者、高齢者、医療介護従事者の怒り、地方自治体からの異論を無視して成立を押し切った暴挙とも言えるものであり、一遍の道理ありません。2000年に介護保険が発足して以来、前例のない大改悪がいくつも盛り込まれています。要支援1、2の人が利用する訪問、通所サービスを保険給付対象から除外して、市町村の事業に丸投げしようとするものです。また、年金収入280万円以上の高齢者のサービス利用料負担を1割から2割に引き上げようとしており、高齢者の5人に1人が対象になります。利用料の2割化は、介護を必要とする高齢者の生活に打撃を与え、利用抑制を起こしかねません。さらに、特別養護老人ホーム入所基準を介護3以上に限定する内容となっています。高齢化とともに、認知症の増加、独居高齢者、高齢者夫婦世帯の増加が進む中で、老老介護、孤独な介護、介護にかかる虐待、介護離職などが深刻な問題になっています。訪問介護サービ

スは、高齢者が在宅生活を続ける上で自立支援に欠くことのできない命綱であり、通所介護サービスは介護に疲れた家族のレスパイトケアや、仕事と介護の両立を続ける現役世代にとって、ニーズの高い重要な役割です。本町の要支援と認定された方たちは不安をもっています。この不安を取り除く方策と、総合法案に対する町長の考えをお尋ねします。

三点目、学校給食センターの調理業務の民間委託について尋ねます。平成22年度からスタートした第5次行政改革大綱実施計画により、給食センター調理業務が民間委託されます。食育及び業務委託に対する問題点について教育長の考えを尋ねます。

第一に、子供たちの食事のうち33%を担っている学校給食は、学校生活の中の中心を担っており、子供たちの育ちに大きな影響を持つものです。食育基本法では、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけています。「子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。」とあり、食育は教育の一環です。食育は本来、どこが責任を担うべきものか尋ねます。

第二に、栄養士の責任と調理員の責任の切り離しによる問題は生じないか尋ねます。

第三に、O-157やアナフィラキシーなど、生命にかかる問題が発症した場合の対応と、責任の所在は。また、アレルギー児童生徒の除去食についての対応はどうなるのか尋ねます。

第四に、建物などの使用と施設の改修、機械の不備、機器の不足が生じた場合の対応はどうするのか尋ねます。

第五に、調理委員の身分の保障について、町はどうかかわるのか尋ねます。

最後に、給食費の決め方と徴収はどこが行うのか。

以上、壇上からお尋ねします。

町長 久保田議員からは、ただいま3項目についてご質問いただきましたので、最後については教育長の所管でございますので、教育長から答弁させます。

まず、第一問目の町民の医療費政策の充実についてご質問にお答えいたします。心身障害者、母子家庭など、福祉医療費の現物給付につきましては、

必要があれば、長崎県福祉医療制度検討協議会に議案が提案されまして、議案の内容により乳幼児、母子父子分科会または障害分科会において、県全体で協議検討がなされることと、このようになっております。そして、この結果、現物給付への方向性が示されれば、さらに長崎県社会保険診療報酬支払基金、長崎県国民健康保険団体連合会、医療機関等と医療請求やシステム化等について調整を行ったうえで決定されると、このような道筋になっております。したがって、町独自で現物給付できるものではないと考えておりますので、そのようにご答弁をさせていただきます。

それから町民の医療政策の充実について、川棚医療センターの透析関係のご質問がありましたのでお答えいたします。

透析治療は、一週間に2回から4回で、1回の透析時間は4時間が目安と言われており、透析患者さんには大変なご苦勞があると、このように拝察をいたしております。本町の透析患者数は32名おられ、近隣の外来透析を実施している施設は波佐見町に1施設、佐世保市に9施設、大村市に2施設、嬉野市に2施設ございます。そのような状況から、ただいま議員からは要望があったわけですが、この件につきましては、医療センター側としても新たな診療科の増設、国の認可、それに伴う腎臓専門の担当医師の確保など、さまざまな問題があると思っておりますが、医療センターで行われる会議等を通じて要望はしていきたいと、このように考えております。

次に、介護保険制度でございますが、ご指摘の法案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、この法律案が議員もおっしゃったように2月12日に閣議決定され、そして国会に提出された後、6月18日に可決をされたところでございます。ご質問の法案箇所の概要といたしましては、要支援1及び2の介護認定者に対しての訪問介護、通所介護のサービスにつきましては、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体性を活用して、高齢者を支援していこうと、こういうものでございます。その財源につきましては、全国一律の介護予防給付から切り離しをいたしまして、地域支援事業費へと移行され、移行期間を平成27年度から平成29年度までと、このようにされております。

本町の、要支援1及び2の認定者で訪問介護、通所介護のサービスを利用

されている方の数は、平成26年3月利用分で、訪問介護が19人、そして通所介護は61人と、このようになっております。今後、この2つのサービスを受けられる要支援認定者の受け皿としては、先ほど言いましたように、NPOまたはボランティアを活用して対応していくこととなりますと、これは本町では非常に難しい問題だと、私もそのように捉えております。したがって、町が実施する地域支援事業の体制の再構築が必要と考えられます。平成29年度までの移行期間となっておりますので、他の自治体、先進地を参考にしながら要支援の認定を受けた方々が、介護サービスを受けるうえで、サービスの質や量が落ちないように、地域支援事業としての展開を図っていきたくないと、このように考えております。また、要支援者への不安の解消や周知につきましては、介護認定された方にはケアプラン、いわゆる介護計画を作成するケアマネージャーが担当することとなり、ケアプランは本人、家族の意向、同意のもとに作成されますので、利用するサービス制度については、十分説明できるものと思っております。また、保険者として定期的開催される町内のケアマネージャー等の会議においても認定者への説明については、十分配慮するよう指導していきたくと考えております。

なお、最後に総合法案に対する町長の考えをとということでお尋ねでございますが、特別考えを持っておりませんけれども、国としては今後のあるべき姿として総合法案を制定されたものと、このように理解しております。以上でございます。

教 育 長 おはようございます。久保田議員の質問にお答えをいたします。

6点ございますので、順次、答えてまいります。

まず一点目ですが、食育は教育の一環であり、本来、どこが責任を負うべきかとの質問についてお答えします。

食育基本法の総則におきまして、食育に関する国の責務、地方公共団体の責務、教育関係者等及び農林漁業者等の責務、食品関連事業者等の責務、そして国民の責務がそれぞれ定められるところがございます。学校におきましては、小中学校の学習指導要領の総則におきまして、学校における食育の推進が位置づけられております。したがって、学校教育活動全体を通じて一貫した指導を行うことが求められているところがございます。したがって、学校における食育指導の責任は、教育委員会にあるもの、そのように

考えております。

次に二点目の栄養士の責任と、調理員の責任との切り離しにより問題が生じないかとの質問にお答えいたします。

栄養士の主な仕事としては、献立の作成、調理の指導でございます。民間委託になりますと、これまで調理員に対し直接実施していた調理指導が労働者派遣法によりできなくなるのではないだろうか、そのことを懸念しての質問だと思います。そこで、民間委託にあたりましては、民間委託業者に現場の総括責任者を配置していただき、栄養教諭、あるいは栄養士と現場の総括責任者が調理や衛生管理につきまして協議を行い、総括責任者が責任を持って調理員に指導または指示をしていく、このことで安全で安心な給食が提供できるものと確信をいたしております。

次に三点目の〇ー157、アナフィラキシーなど、生命にかかわる問題が発生した場合の対応についてお答えをいたします。

食中毒については、学校給食衛生管理基準に基づいて対応いたします。食物アレルギーにつきましては、川棚町学校給食運営委員会において策定しております食物アレルギー対応基本方針並びに食物アレルギー対応マニュアルに則して対応いたします。また、その責任の所在は教育委員会にあるもの、そのように考えております。そうした事態が万が一発生した場合は、適切かつ迅速に対応するとともに、原因究明と再発防止に責任を持って取り組んでまいります。また、委託後の除去食の対応につきましては、これまでどおりの対応ができる民間業者に委託するよう考えているところでございます。

四点目の建物の使用と施設の改修、機械の不備、機材の不足が生じた場合の対応についてお答えいたします。

委託業者には現給食施設の設備等を利用して給食を提供していただきます。したがって、施設の改修、機器の不備については、町で改修し、機材の不足については委託業者と協議したうえで町が購入いたします。すなわち施設の管理は町が責任を持ってするというところでございます。

五の職員の身分の保障についてお答えをします。

これまで行革大綱実施計画に基づき、調理員の職種変更を行い、不足人員を臨時職員で対応してまいりました。給食センターには現在2名の調理員が勤務しております。1人は、本年度末で定年退職となり、1人は職種変更に

より職員としての身分を維持することになっているところでございます。

最後に、六の給食費の決め方と徴収はどこが行うのかということについてお答えします。

給食費につきましては、物価の変動や栄養基準の改定、前年度決算等を勘案いたしまして、川棚町立学校給食センター運営委員会において決定をしているところです。また、給食費は給食センターで徴収をいたしております。委託後も給食センターには事務職員と栄養士、または栄養教諭を置くことにしております。これまでと同様に給食費を決定し、徴収をいたすようにしております。

以上で、答弁とさせていただきます。

1 4 番久保田 再質問を行います。社会保障研究所によりますと、障害のある方たちの年収は、100万円以下の方が56.1%、200万円未満の方が42.3%と、99%が200万円未満となっており、2人に1人の人が相対的貧困となっております。障害のある方は、病気やけがと違って、体の衰えも年齢の衰えと一緒に重なってくるものです。ちなみに、乳幼児現物給付になりましたが、対象者の数は何人で、町の持ち出しはどのぐらいなのか、最初にお尋ねします。また、この償還払いの申請手続きの対象者である障害者やひとり親家庭、この人たちの人数はどうなのか、町の持ち出しはどのぐらいなのかというのをですね、乳幼児の医療費、現物給付になった時に、国がペナルティをかけまして、そして、県はですね、この償還払いの申請に来ないことを見込んで予算を立てたんですね。そういう現実があります。障害者の方たちも、大変なことをしてまで役場に行けない、そういう人たちのことも見込んで、乳幼児の現物給付の時と同じように償還払いの申請をしないことを念頭に入れた予算が立てられているのかどうかお尋ねします。

町 長 お答えいたします。今議員からは、現在実施をしております乳幼児の現物給付の対象者であるとか、あるいは町負担がどのぐらいかとか、そういった事務的な質問をいただきましたので、これは担当課長の方からわかっておれば答弁をさせます。

住民福祉課長 住民福祉課長の山中です。久保田議員の質問に対してお答えいたします。分かる範囲でお答えいたします。

平成22年は、まだ乳幼児医療は償還払いでした。それと23年度から現

物給付というふうになっておりますので、手持ちの資料で今見ておりますが、平成22年度償還払いの場合の乳幼児医療の対象者は、0歳児から6歳児までが953人、償還払いの申請をされた件数が6,033件、町の持ち出し分が382万251円となっております。その後、現物給付になりまして、23年度の分がありますので、0歳から6歳児までの人口が929人、申請をされた件数が8,718件、町の持ち出し分が549万5,012円となっております。

14番久保田 先ほど町長が壇上で答弁された中に、町独自でできるものではないというふうにおっしゃいました。乳幼児の現物給付のときもそうでしたが、やはりお母さんたちの運動が県を動かして現物給付になりました。障害者や体に不調のある方たちは、元気というかですね、社会に迷惑をかけないようにという思いで暮らしていらっしゃると思うんです。そこで私は、その方たちの声を代弁してお聞きしてきたこととお話ししますので、これを聞いてもう一度考えてください。

障害者の方たちはですね、役場への償還払いの手続きはかなり負担になってきています。目が見えなくなった。歩くのも不自由になった。それから、子供たちが障害を持っている親の方たちは、親がいなくなったときに子どもたちは自分たちで手続きができるだろうか、また、親御さんたちは一緒に同居していない子どもたちが手続きをしてくれるだろうか、それから具体的には膠原病のリウマチの治療を行っている人たちが、副作用によって骨粗鬆症を併発して、その治療費に月に3万円かかると。この償還払いは2カ月半ぐらいかかりますので、結局だぶついて医療費が要ることになります。私は、言いたいのはですね、確かに県が、ここに福祉医療検討協議会で検討されると、先ほどおっしゃっていますけれども、これが横並びしながらですね、どこかがやるっていうのを待つんじゃなくて、川棚町として、本町が牽引役になろうという考えはありませんか、お尋ねします。

町長 お答えします。これにつきましては、冒頭言いましたように、県内21市町村の合意が必要でございますので、町独自でできるものではないと、こう考えておりまして、じゃあ川棚町長が先頭を切って取り組んだらどうかという質問でございますけれども、現状ではそうは考えておりません。というのは、今この制度につきましてはですね、国が2分の1、県が4分の

1、町が4分の1の負担をしているわけですね、こういった制度が構築されておきまして、制度にのって順調に運営されております。しかし一部には、乳幼児医療が現物給付になりましたので、次は障害者医療、当然そういった動きになってくると思いますけれども、まだ県全体としてはいろんな問題があって、そういった気運にはなっていないように思います。以上でございます。

1 4 番久保田 それではですね、その町として現物給付に踏み切れというのではなくですね、その検討委員会の中でこうしようではないかという発言を強く訴えてほしいと思います。とにかく先ほど言いましたように、障害を持っている人たちの総体的な貧困率というのが2人に1人いらっしゃる。兄弟から借りて月の病院代を払って、そして償還払いの後に支払っていると、そういう現実もあります。それと、この20歳代のシングルマザーにおいてはですね、平均110万円以下がですね、8割の人たちが平均年収の114万円以下となっていて、世界の105位と貧困率が厳しくなっています。そういう現実も踏まえて今後ぜひですね、牽引役になってほしいというふうに思います。

それと第二に言いました透析患者さんですね、要望していききたいということでしたので、ぜひ要望を言っていただきたいと思います。私はこの問題は、平成22年の議会の中でも一般質問として取り上げた経緯があります。その時には、タクシーを利用しなければならない、高齢者になったら今自家用車で自分で運転して行っているけれども、やはり3時間から5時間の透析をするということは、帰りにはとっても大変だということです。今の状態だったならば、まだどうにか自家用車を運転して往復できるけれども、高齢者になったらタクシーを利用するしかない、先ほど言われたように佐世保や波佐見、嬉野、大村、こういうところを利用するようになれば、現在はどうにかできても、将来的に難しくなる。そのときに私は、交通費の補助をできないかという質問をしたんですけれども、その時は厳しい回答だったと思います。ですからぜひですね、総合病院として川棚病院が建ちあがるわけですから、先ほど要望していくと言われましたので、強く要望してほしいと思います。

続けて、介護保険制度について尋ねます。先ほど町長も言われたようにですね、要支援者の人たち1から2の人、その人たちが保険の利用から外され

て保険外になってしまいます。先ほど言われたように、ボランティアやNPO、民間そういうところで対応していくというふうなことをおっしゃったと思いますが、今介護をどのように思われているのかと私は疑いたくなります。町が出しているパンフレットもですね、認知症になっていくのは、高齢者の中の7人に1人が認知症になるというパンフレットが窓口に置かれています。こないだクローズアップ現代か何かで介護を取り扱っているのを見たときには、65歳以上の6人に1人がアルツハイマー型の認知症になると言われています。この会場にこれだけの人たちがいる中で、65歳以上になったら、アルツハイマー型認知症になる恐れもある。その中でですね、どうしてこのボランティアに、民間に委ねることができるのか、初歩的な認知症の時の対応がとても大事です。とその時も言っていました。これをボランティアやNPOで対応できると町長は思っているのかお尋ねします。

町長 お答えいたします。まず前段の透析患者に対する問題でございますけれども、確かに22年の何月議会か覚えておりませんが、そういった質問がありまして、遠くまで通われているので交通費の助成はできないかというお話がありました。それについては、ほかの患者さんのこともありまして、そして財政負担も生じますので、それは厳しいという、そういった答弁をいたしております。それから、その中で先ほど議員がおっしゃったように、川棚医療センターの建て替えが計画をされております。この中で、おっしゃるように川棚もこれだけの透析患者がいらっしゃいますので、近くで治療ができないかということで、私もそう思いましたので、実は、昨年度の総代会議の中において、毎年春の総代会、年末の総代会には、国病から事務長さんがおいでになりますので、直接、その事務長さんに川棚町の状況、そして患者さんが町外に行っている、そして治療を受けている、そういった状況を具体的に説明をいたしまして、ぜひこの機会に設置をできないかという要望はいたしております。それから、答弁でも申し上げましたように、川棚医療センターの地域医療協議会というのがありまして、これには担当課長が出席をいたしますので、ぜひその機会に川棚町の考えとして要望してみたいと、こう思っております。

それからただいまの介護保険事業の件でございますが、議員は私の答弁をまったく勘違いされております。今の今年の6月18日に可決されました、

いわゆる法律の中では、現在の要支援1、2の方に対しては、地域支援事業として町で取組みなさいと、そのためには、NPO法人とか、あるいはボランティアとか、民間団体、そういったものを活用して取組みなさいと、こう法律でそのような方針を示されております。町としては、川棚町の状況として、果たしてそういったことで対応できるかと考えたときに、おそらくできないだろうと、だから町としては新たな制度の構築を考えていきたいと、こう答弁しております。間違いのないようお願いしたいと思います。

1 4 番久保田 やはり自治体に対するアンケートの中でもですね、やれるという回答をしたところは、わずか17%です。それに条件も付けておりますので、ぜひですね、今あの第6期の介護保険事業計画策定委員会でアンケートをとりながらやっていらっしゃるようですので、ぜひ町民の方々の意見が反映するようですね、利用者の方たちの立場に立った策定を作っていただきたいと思います。私の勘違いで申し訳ありません。ここに難しいと捉えたとおっしゃっているのをメモしております。

次に、教育長に尋ねます。食育基本法で、給食は大事なものだ、知育、徳育、体育、この基礎になるものだというふうに食育基本法で謳っていると思いますので、これは先ほどおっしゃったように、責任は教育委員会がとるものだとおっしゃったので、そのように今後もよろしくお願いしたいと思います。考えていただきたいと思います。

それから、調理員と栄養士の切り離しによる問題点ですね、これはやはり先ほども言われたように、ここで現場に責任者を置くということで対応されるようですので、栄養士が直接調理員に指示命令、文書でも口頭でもするという事は起きないんですね。直接の指示は起きないということですね。

教 育 長 先ほど答弁したとおりでございます。あくまでも総括責任者を通してということをご理解いただきたいと思います。

1 4 番久保田 三番目のO-157、アナフィラキシーですね、これは学校給食における食物アレルギー対応マニュアル、基本的な考え方というのを見たときに、1、2の中ですね、「関係者は食物アレルギーのある児童に対しての正しい理解と協力が得られるよう、共通理解と連携を図る。」と、この関係者の中には栄養士、調理士、学校関係者、全部が入っております。それから二番目には、この児童生徒たちが、アレルギーのある児童生徒たちも楽し

い給食時間を送ることができるように努める。そこにも関係者、調理師なども入っています。それであれば、民間に委託されたときにですね、この連携は本当に保たれるのか、たとえ民間で成り立つようにするならば、いくらプロポーザル方式であっても民間は民間、営利を追求しなくてはならないと思うんですね。そこに本当に子どもたちの安心が保たれるとお思いでしょうか。

教 育 長 たぶん久保田議員と私の基本的な考え方の違いがあるんじゃないかと思うんですが、国の方針として、民間にできるものは民間に、という基本的な方針があると思います。そして、私はプロの業者が作ることで、それは担保できるもの、そのように考えているところでございます。

1 4 番久保田 プロであるから担保できるもの、本当に信頼ができる、食物の偽装とかいろんなのもありました。それから、一番言えるのはですね、給食というのは、産地の特産品とかですね、農業の方、漁業の方、さっき言われたように、それから調理を作る人たちの顔を想像して子どもたちはいただくとおっしゃいますよ。そういうところを手放して何も気持ちとして感じられませんか。子どもたちの育ちに一番直結している給食を民間に委ねることで、教育長としてさみしくない、どう表現したらいいかわかりませんが、感情として子どもたちの教育、食育を手放すわけですから、そのところは残念ではないんじゃないでしょうか。

教 育 長 まずご理解していただきたいのは、あくまでも調理業務、それから配送業務、これの民間委託でございまして、給食の献立、これは当然、栄養士が作成をいたします。ここをしっかりとご理解いただきたいと思っております。

1 4 番久保田 それは分かります。献立は栄養士さんが作る。調理業務だけが、ということですがけれども、やっぱり調理業務も含めて栄養を立てるだけじゃなくて、調理業務も含めて給食ですからね、そのところを含めてどうかと私は思ったんですけれども。そのような考えであれば、それで結構です。

それで先ほどですね、第四番目に建物などの使用と、施設の改修、機械の不備、機器の不足が生じた場合、これは問題ないとおっしゃいました。私が言いたいのは、先ほど言ったように偽装請負にかかわらないかということなんです。それで、その偽装請負というのはですね、単に肉体労働だけでは

ないんです。簡易の工具以外はですね、すべて委託会社との責任と負担で契約の相手方から独立して処理をしなければならないというのが、ここにあるわけですよ。だから先ほど、町の建物を使いますというふうに簡単におっしゃいましたけれども、それでは偽装請負に引っかかるわけですよ。だからそこで、そのままではいけないことに対して対応はどうされるのか。ここに労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する事業、37号、これは告示ということで、ここの中にあるんですけれども、請負というのは、肉体労働だけではなくて、建物も含めて、機械、機材、簡易な工具以外はそれに引っかかるんです。それは簡単に使ってはいけないんですよ。そのところはどうか。

教 育 長 申し訳ありません。その偽装請負ということの具体的内容が私はよく理解できませんので、そのことについてはもう少し調べさせていただいて回答させていただくということによろしいでしょうか。

1 4 番久保田 次にですね、五番目の調理員の身分の保障について町はどう関わられるのかということでお尋ねしたときに、2名の調理員の中の1人は定年で、1人の方は職種変更をするので何ら問題ないとおっしゃいましたが、私がここで問いたいのは、今臨時で働かれている方の身分です。この人たちの身分も保証されないと、この人たちの生活設計が成り立たないわけですよ。だからそのところにどう関わっていくかということをお尋ねしました。

教 育 長 臨時職員の方は、今まで長きにわたって給食センターの調理業務に携わっていただき、そして子どもたちに安全、安心な給食を提供していただきました。心から感謝しているところでございます。したがって、民間委託に移行する場合、極力、雇用していただけるように働きかけをしていきたい、このように考えているところでございます。

1 4 番久保田 ぜひですね、今よりも保障が下がらない、そして希望する方が一人もれなく行かれるように、移行されるように、本当に力をそこは入れてほしいと思っております。私は過去にも、その病院の統廃合でそういう例をいくつも見てまいりました。そういう人たちの生活設計が崩れては、町に働いてよかったと、そういうふうに全ての人が思うように取り組んでもらいたいと思うんです。私は残念なのはですね、川棚町の行政改革が、すべて子どもに向けられているということが残念です。町立幼稚園、それから町立保育

園、そして学校用務員、この学校給食センターの調理業務と配送業務、どうして子どもたちに行政改革が向けられるときに、教育長は反対を唱えられたことはないですか。

教 育 長 行政改革大綱は、もうすでに私が就任したときには決まっていたことでございます。したがいまして、これに沿って仕事をしていくというのが私の職務だろうと、そのように考えております。

1 4 番久保田 先日の本会議の中で、調理業務の民間委託に対して、これから保護者の方たちと話をし説明をしていくと言われましたが、町立保育園を民間委託にするときには、保護者の方たちと議員は話した経験があります。これは何回かされたんですか。初めてですか、今回が。

教 育 長 まだしておりませんが、具体的な内容について、現在検討中でありますので、これから業者の選定要綱等を作成いたしまして、議員の皆様方にも全協等でご説明を申し上げたいと、そのように考えているところでございます。

1 4 番久保田 保護者から異論が出た場合も、それは説得されるということですね。行政改革大綱にお母さんたち協力してくださいというほかはないんですね。

教 育 長 私の理解では、行政改革大綱に示されている内容は、すでに議会等において認められているものと、そのように考えているところでございます。

1 4 番久保田 私はあくまでも、学校給食センターの調理業務の民間委託は止めるべき、白紙撤回を求めて一般質問を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 5 5)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

4 番 堀 田 皆さんこんにちは。議席番号4番、堀田一徳です。通告にしたがい質問をいたします。

国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、本町においても平成17年3月に策定した前期計画を見直し、平成22年から26年までの次世代育成支援行動計画、平成23年から32年までの第5次総合計画を策定し、誰もが安心して子育てできるまちづくりを推進してこられています。こういった中、民間有識者組織、日本創生会議が、2040年時点での人口を地方から大都市への人口移動が今後も今の水準で続くと仮定して計算したのが発表されました。子どもを産む中心世代である20歳から39歳の女性人口が2010年の半分以下に減るとし、出生率を引き上げても女性の流出によって急激な人口減少が起きると分析しています。本町でも平成22年までは1万5千人を維持していましたが、その後、減少しつづけ、5年間で456人減少をしています。2014年には、子どもや現役世代の人口が減少し、高齢者が増加する町になると予想されています。企業誘致が期待できない中、今以上の対策を考え、出生率を少しでも増やし、子どもを養育しやすい環境、定住化対策を作っていくことが求められています。人口の維持、増加策については、次の四点を尋ねます。

①本町の将来像は、「自然を愛しくらし輝くまち」としています。本町の5年、10年先の人口の推移をどう予測し、どのような方策を考えているのか。

②結婚は個人の問題と言いながら、昔は身近に世話好きの人がいて、いい人を世話していくれることもありましたが、最近は少なくなりました。結婚を考えながらも、出会いの機会が減少している独身の男女の交流を促進するため、本町にも婚活サポートを行う窓口を設置すると、行政も一緒になって考えてくれるという安心と期待があります。各種団体とタイアップしてイベントなど、婚活支援の取組みができないか。

③子育ては20年以上かかる大事業です。人口減少を抑止するなら、出生率の回復とも言われています。本町の合計特殊出生率は、平成17年に1.60から平成24年には1.45に下がっています。回復させるために、どのような事業を行っているのか。

④定住を検討している人に本町を選んでもらえるように、定住に対する支援策や、本町の魅力を記載したホームページやパンフレットを作成し配布できないか。以上、質問いたします。

町 長 堀田議員からの人口維持、増加策についてのご質問にお答えいたします。

ただいまこの件につきまして、4項目ご質問いただきましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

まず、一番目の本町の5年、10年先の人口の推移をどう予測し、どのような方策を考えているかについてでございますが、5年後、10年後の人口推移の予測につきましては、先ほどもほかの議員の質問にお答えいたしましたが、総合計画の21ページに記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、少し説明を加えておきたいと思っております。

第5次川棚町総合計画においては、将来人口のフレームとして計画を策定した平成22年10月時点での住民基本台帳の実数が1万5千55人でありましたが、5年後の平成27年が584人減の1万4,471人、10年後の平成32年が平成22年より1,180人減の1万3,875人と推計をしたところでございます。しかし、様々な施策を推進することによって、平成32年の目標人口を1万4,500人としたところであります。したがって、平成26年3月末時点の住民基本台帳人口が1万4,620人でありますから、27年度時点を推計した人口とほぼ同程度で減少をしている状況でございます。

しかし、平成32年において目標人口とした1万4,500人を、このまま維持することは非常に困難な状況であると、このように私も認識をいたしております。したがって、総合計画の前期基本計画で計画した施策よりも、さらに人口の定住化を図るための施策を拡充していくことが必要であると、このように考えております。

次に、二点目の婚活支援の取組みにつきましては、現在のところ町としての事業の取組みは行っておりませんが、町内においては、川棚町観光協会が施設利用の促進及び婚礼事業推進の一環として、長崎県が主催する長崎巡り合い事業として婚活イベント等を実施されているところでございます。観光協会からの資料によりますと、平成23年から10回の婚活イベントを開催し、今まで男女合計200名の参加実績があつていると、このようなことでございます。これにつきましては、先般、県主催により、初めて婚活支援に関する県市町の担当者会議が開催され、本町職員の担当者が出席し、意見交

換を行ってきておりますが、すでに実施している団体からの共通した意見としては、参加者の確保のためには、県を含めた他市町との広域連携が必要であるという意見が出ており、また、行政が行う場合、マンネリ化しやすい。民間の方が、より柔軟に対応できるといった意見も出されているというよう
でございます。実施にあたっては、こうした点を踏まえながら県及び他市町
村との連携や観光協会の取組みとの調整や、人員配置等を含め効果的な婚活
支援のためにどのように取り組むか今後検討をしてみたいと、このよう
に考えております。

次に、三点目の合計特殊出生率を回復させるための取組みについてであり
ますが、住民の方の妊娠、出産を支援する施策として、その後の子育てを支
援する施策を行うことにより、その結果として合計特殊出生率の向上を図る
といった意味合いにおいて、現在、次のような取り組みをおこなっておりま
す。

妊婦健康診査、乳児健康診査、新生児記念品配布、第三子以降の出生祝い
金の支給、母子保健推進による出産前後の訪問相談。母子愛育班活動の支援、
チャイルドシート、ベビーカーなどの乳幼児用品の無償貸与、保育料の第二
子以降の無料化、3歳児到達までの乳幼児紙おむつ用ごみ袋の無料配布、幼
稚園就園奨励費補助金、私立幼稚園運営費補助金、ブックスタート事業、放
課後子ども教室事業、こういった事業を現在展開をしているところでござい
ます。

次に、四点目の定住を検討している方々に対する本町の定住支援策や、本
町の魅力を掲載したパンフレットの作成、配布についてであります。先ほ
どの福田議員の質問にもお答えいたしましたように、町ホームページにおい
て、そういった定住支援に対する各課の支援策を網羅して一覧としてご覧い
ただけるようなものを、町のホームページ上において作成し、本町の良さを
PRしていきたいと、このように考えております。

作成の時期につきましては、作成についての経費がどの程度いるのか、そ
のための予算措置が必要なのか、調査検討を要しますので、そのための若干
の時間は必要でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

なお、今の町外の方々への発信力、速報性は何よりもインターネットが有
利でありまして、実際にIターン、Uターン希望者、地方移住希望者の情報

収集は、圧倒的にインターネットを活用していると思われまますので、変更、修正に要する更新も容易でありますので、ホームページ上でのPRを主体として、先ほど議員がおっしゃいましたパンフレット等の作成については、あまり効果は期待できないと、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

4 番 堀 田 今町長から答弁がありましたように、ほとんど第5次総合計画の中で肅々と進められていることだろうと思ひます。今言ったことは、ほとんど総合計画の中に書いてあるわけですね。そうするとやっぱりそれを進めていかれるんだらうと思ひますけど、こういった全般的なことを考えて、先ほど三番目の出生率の回復の方法をいろいろ言われまされたけれども、結局これはどこの市町村でもある程度やっていることだと思ひますね。それで一つ尋ねまますけど、川棚町が他町より抜きん出ている方策というのがあったらお答え願ひたいと思ひます。

町 長 お答えいたしまます。子育て支援に関して、他町よりも川棚町が特段抜きん出ているというものにつきましては、健康診査等につきましては、法律に基づいて実施をされております。町の独自で今行っているのは、保育料の第二子以降の無料化、これは川棚町独自の政策でございますので、これは抜きん出ているというふうに理解をいたしてしております。それからもちろん乳幼児のおむつのごみ処理用の無償配布、これについても川棚町独自の政策であると、それから私立幼稚園の運営費補助につきましても、これも町独自の補助だというふうに私は理解してしております。以上でございます。

4 番 堀 田 今抜きん出ていることは、保育料の第二子無料ということですが、けれども、それが川棚町のホームページを見たら一行も書いてないんですね。その第二子から無料というの。川棚町のホームページを探してみたらですね、保育園、幼稚園の項目があるんですね。そこをすると、保育園の名称は出てくるんですけど、5つの保育所の名称は出てくるんですけど、そういったことが一行も書いてないわけですね、第二子を無料にするというの。ただ広報誌等では町民の皆様には周知されていると思ひます。しかし、ホームページに関しては、そういうことは書かれておりません。だから、先ほどの四番目の質問になるわけですけど、今町長もホームページが大事だという発言はされまされた。しかし、他町からそういったものを見るときには、ホーム

ページを最初に見るわけですね。先ほどの町長の答弁では、一応、改善していきたいということでしたけれども、たまたま隣町の東彼杵町のホームページを見てみますと、例えば定住促進事業各種助成金の案内という項目が一つあるわけですね。それに応じて、全部の担当課の話が全部書いてあるわけですね。そういうふうなホームページの改善方法あたりをですね、もう少し丁寧

町長 答えいたします。今、議員から質問があった件につきまして、最初壇上で答弁をしたとおりでございます。今、議員は東彼杵町の例を取り上げて、そういったものがないかというご質問でありましたけれども、おっしゃるとおり定住化策あるいは子育て支援も定住化策の一つでありますので、この定住化策につきましては、広く町外にPRをする必要があるかと思っております。今の町のホームページでは、それぞれの課ごとに掲載をしておりますので、今議員がおっしゃるような方策での掲載が必要であると、このように考えておりました、先ほどの答弁をさせていただいたところでございます。そのように今後取組んでいくことにいたしております。

4 番 堀 田 早急にですね、取組んでいかれることを願っておきます。それから前後しますけれども、婚活支援の窓口をできませんかということです。確かに町としては行っておらず、県の方がですね、先ほど町長の答弁がありましたように、長崎巡り合い事業ということで、それを使って観光協会が婚活パーティーをされております。そういった中で、先ほどの結構な参加者がおったということですので、それとは別にですね、例えばこれはある町のものですけど、こういうアンケート、例えば「結婚したいですか」、イエス、ノーと答えて、それから「川棚町民ですか」、イエス、ノーと答えて、「男性ですか、女性ですか」ということで、また川棚町民じゃない男性だったら、「ぜひ川棚町民になってください」という項目ですね。女性だったら、また次の方にいって川棚町民でイエスだったら、「婚姻中ですか、あるいは婚約中ですか」という表現があるわけですね、それでイエスだったら、「今の相手を大切にしてください」という項目で終わっているわけです。それで、ノーだったら、そういった登録をお願いしますという一つのページがあるわけですね。そういったことで登録をして、やはり個人情報でありますので、そういったことで男女の結婚を促すというか、そういうことにする方策が必要

じゃないかと思うんですけど、そういったところに関してはどうでしょうか。

町長 お答えいたします。今どこかの例を挙げてアンケート調査についてのご提言をいただきましたが。そういった具体的なところまで正直言いまして考えておりません。というのはですね、この婚活事業につきましては、先ほども言いましたように県の事業であります巡り合い事業、これを観光協会の方で立ち上げていただいております、それなりの事業が展開をされております。実は、壇上での答弁でも言いましたように、今県においては、県の施策として、この婚活事業を取り上げようというムードになってきております。その中で、先日担当者会議が開催されまして。いろいろ意見交換がなされております。さらに、4月の21日に県市町21の首長で開催いたします県市町スクラムミーティング、この中でも長崎市の方から、この婚活事業についての議論をしようということで具体的に提案をされましたが、深い議論はできないままに至っております。今後、県としても、これについての施策が提示されるというふうに思いますので、これからそれについては取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

4 番 堀 田 さっそくですね、早急に取り組んでいただきたいと思います。それからですね、こういったいろいろな定住策あたり、それから人口が増えないと定住化はなかなかできませんのでですね、いろいろな方策があると思うんですね、各市町村にも。そうすると費用対効果あたりで、結構成果を上げている方策があると思うんですよ。そういったところの方策をですね、参考にして取り入れる考えはございませんか。

町長 ぜひ情報提供をお願いします。

4 番 堀 田 そういったことであれば、後でですね、いろいろな情報を差し上げたいと思います。それとですね、この少子化の問題ですけれど、職員の方にも結構独身者がいらっしゃいますよね。そうすると、こういった問題というのは、たぶん大事なことだろうと思いますけど、職員の政策研究会があると思うんですけど、そういった中で少子化問題あたりをですね、検討してですね、やはり進めていくべきじゃないかと思うんですけど、そういった政策研究会ではそういった話は出ているんでしょうか。少子化問題とか、そういった町のいろいろな事業、施策に関してですね。ここでは少子化対策だけを聞きますけれども、そういった問題は出ているんでしょうか。

町長 お答えいたします。少子化に歯止めをかけるということで、本町の職員の中で、独身がかなりいるということは、私も承知をしております。早く結婚してもらいたいなという気持ちは持っております。ただ、これがこのことをテーマにして、町の政策を議論する政策研究会議で議題となり得るのか、まず、そのへんを検討していかないといけませんけれども、要するに町全体として考えたときに、子育て支援、定住対策、非常に今後重要なキーワードになりますので、ぜひそういったことについては政策研究会議でも研究をさせてみたいと、このように思います。以上でございます。

4 番堀田 そういった前向きな答弁でございますので、やはり私たちもですね、そういった問題はいろいろな意見を聞きながらですね、勉強をしなければいけないと思います。そういったことで、今の問題あたりはなかなか難しい問題だろうと思いますけど、第5次総合計画の中、あるいは今度子育て支援ですかね、平成27年度から始まりますけれども、そういった中にですね、いろいろなそういったものを盛り込んでいただいてですね、定住人口というか、少子化の改善を図るためにですね、前向きな姿勢でいていただきたいと思います。そういったことで一般質問を終わります。

(1 3 : 2 6)

議長 次に、小田成実議員。

1 1 番小田 11番、小田です。国道205号線の改良について質問をします。

国道205号線のうち、川棚医療センター前の改良が望まれています。また、西白石地区においては、平成23年6月定例会で国道205号線西白石地区Sカーブの改良についての一般質問で、佐世保国道維持出張所を通じて国へ要望している。また、平成21年に地元からの要望書が出された時にも、町として要望書を出したとの答弁であったが、その後の進み具合など、次の三点について尋ねます。

①現在の西白石地区のSカーブ及び川棚医療センター前の進捗状況を尋ねます。

②西白石地区国道において、地域住民の要望を受け、事故を未然に防ぐ目的で馬場入口の信号機を車感知式及び補助信号機の設置、明野平地区の町道などから安全に国道へ進入できるように駐車禁止帯の設置、国道上にはみ出

し防止のセンターポールの設置、国道の速度制限などを要望してきたが、未だ地元住民の要望は実現していない状況です。また、ガードレールなどへの衝突物損事故もここ数日の間に2件発生しております。横断歩道を青信号で渡っているにも関わらず、信号無視の車があるなど、あわや人身事故になりそうになったと地域住民は不安を抱いている状況です。また、通学路であるために、保護者からも心配の声が上がっています。そこで、町として総合的に事故防止策などを地元住民と一緒に考えていただき、安全、安心のための対策を関係機関へ強く要望してもらえないか尋ねます。

③ハウステンボスの利用者も増加している状況であり、カジノ設置構想も放送されています。実現すれば、今以上の交通量の増加や渋滞も予想されます。その対策は考えているのか、以上の質問事項を総合的に捉え、Sカーブの直線化を町として検討し、国や関係機関へ強く要望する考えはないか尋ねます。以上です。

町長 それでは、小田議員の国道205号線の改良についての質問にお答えします。

国道205号線の改良についてであります。この国道は、いわゆる国土交通省長崎河川国道事務所が管理している、いわゆる私どもが言う直轄道路と、このように言っている道路でございます。管理を国自らがしている道路でございます。

①の、現在の西白石地区及び川棚医療センター前の進捗状況についてでございますが、2カ所のうち、川棚医療センター前につきましては、今年度、国の調査測量設計費の予算が、確か6千万円計上されているところでございます。しかし、この交差点計画では、現在、国道と交差している町道と、それから私道である医療センターの道路、これが並行して国道に交差をしておりますので、前段として、この2つの町道と私道を一本化する必要がございます。このことが、前提条件になるわけでございます。そこで現在、町と川棚医療センターとの協議を進めているところでございます。今後、この一本化について、医療センターの同意が得られれば、国土交通省は調査測量設計を行い、その後、用地交渉に入ると、このようなことで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、西白石地区Sカーブにつきましては、今まで国道205号線の工事

をお願いをしてきました。例えば、新谷交差点であるとか、三越交差点のような維持工事とは違いまして、橋台や橋脚を設置するという改良工事でありますので、工事費も大きくなることから、未だ事業化には至っていない状況でございます。このSカーブにつきましても、これまで多くの事故が発生しており、町としても危険箇所と認識をいたしておりますので、今後も引き続き国に要望していきたいと、このように考えております。

それから信号機の改良、交通安全対策等を町としても関係機関へ要望できないかについてであります。まず現在、西白石地区馬場入口に設置してある信号については、これは押しボタン式というふうになっております。この信号機の設置につきましては、西白石下公民館での会合の後、馬場方面へ帰るときに豊姫神社入り口の横断歩道の設置されていない国道を渡らなければならず危険であるということで、豊姫神社入り口から馬場入口の海側に国交省においてお願いをして歩道を設置していただき、その後、公安委員会に要望して信号機が設置をされたものでございます。この信号機の設置につきましては、当時、小田議員が中心となって活動された、いわゆる住民運動が実を結んで設置されたと、このように記憶をしているところでありまして、心から敬意を表する次第でございます。今回の信号機の変更につきましては、公安委員会の所管でありますので、事前に内容を確認したところでございます。それによりますと、押しボタン式を感知式に変えるためには、信号機の機能が違いますので、機能の追加や、馬場方面から出るための信号機を新たに設置する必要があるとのことで、そのためには馬場方面からの交通量の調査や、感知式の必要性を調査して、総合的に判断をされると、このようなことでもございました。町として、関係機関へ要望をいたしますけれども、大変厳しい状況であると、今はこのように認識をいたしております。

次に、明野平の国道との交差点で、右折する際の国道への停止禁止ゾーンの設置についてであります。これにつきましても公安委員会の所管でありますので、以前から要望をしてきているところであります。停止禁止ゾーンにつきましては、車が停滞して停止禁止ゾーンが空いたといたしましても、その停止禁止でありますので、そのゾーンには脇の方から入れないということで、そういったゾーンを造っても、それは効果がないというような公安委員会からのご判断のようでございます。よって、今回のケースのような場合

には設置できないと、このようにおっしゃったところであります。

それから、ハウステンボスの利用者増による交通渋滞の今後の対策についてであります。国道205号線の主要な交差点につきましては、交差点の改良を要望して工事を行っていただいております。一定の成果は上がっていると、このように思います。しかし、国道205号線は片側一車線の道路でありますので、現在の交通量増加に対応するためには、限界があると、このように私も考えております。このようなことから、国道205号線のバイパス的な道路として期待されております地域高規格道路、東彼杵道路の早期事業化に向けて、関係機関と連携して引き続き要望活動を実施してまいりたいと、このように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

1 1 番 小 田 国道205号線の問題は、以前からも取り上げてもらってですね、地域住民の安全と安心を守るために、どうしても早急に改良を進めてもらわなければならないというような問題です。それを一番解消するためにですね、一番最後に答弁をいただいたバイパス、東彼杵道路、この見通しというか、素案というのがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

町 長 お答えいたします。最後の質問の中でご答弁いたしました東彼杵道路の見通しについてのご質問でございましたので、お答えをいたします。

この地域高規格道路、東彼杵道路につきましては、佐世保市から川棚を経由して彼杵のインターに接続するという、そういった構想をもとに、平成10年頃、関係市町からなる期成会を結成いたしまして、今日まで期成会として活動をしてきております。これまでそういった中で、現在では国の候補路線として指定をされておりますが、これまでの活動といたしましては、早急に計画路線に引き上げをして実施に結び付けようということで、計画路線への引き上げについての要望をしてまいりました。ところが、それについても一向に進展はございません。そして、計画路線に引きあがったとしても、現状の国の財政状況等を勘案しますと、ただちに事業化はできないだろうと、そういった判断をしております。

そういった中で、去年はやっと県の方で、これについても腰を上げていただきまして、何とか事業の着手に結びつくようなことができないかということで、実はバイパス案というものを県の方から提案をしていただきました。要は、今一番混雑しているのが、東彼杵駅前付近と川棚町駅前、ここにバイ

パスを造ろうという案が提案をされたところでございます。しかし、これについては、基本的には高規格道路を造るのだから、ちょっと目的とずれるんじゃないかということで、私もあまりそれについての積極的な発言をしてこなかったんですが、今回、県が考え出したのが、計画段階評価というのをして、そしてこの評価が認められたら、次は事業着手段階評価というのをして、そして事業着手するという、そういった案が今示されております。実は、この件につきましては、去る6月14日に太田国土交通大臣が長崎県においてになりましたので、県内21市町の首長との意見交換会が開催をされまして、知事の方から具体的にこの東彼杵道路の、いわゆる着工について要望をされたところでございます。大臣においても、しっかりと取り組んでいきたいというような旨の発言をいただいたところでございます。以上でございます。

1 1 番 小 田 いずれにせよ東彼杵道路、バイパスも数年のうちに実現するという事は、まったく読めない状況ですね。そこを考えればですね、やっぱりどうしても今ある国道を何とかせんばということで、取り組んでいかんばじゃなかろうかと思えます。地元としてもですね、大変危険ですので、警察とか公安委員会とかにですね、要望書をいろんな意味で出していますけれども、すべて道交法などの理由でですね却下されております。ですから、地元としてはですね、地元の自治会からの要望だけではどうしても弱すぎるんじゃないかというふうなことでですね、町にもお願いをして、要望書の中に川棚町長の名前まで入れさせてもらって、町と一緒に要望活動、要請活動をせんばならんとじゃなかろうかなというところで今話し合いを進めておりますけれども、そのようになったときにはですね、例えば改善策などを地元で、今は国道を考える会を立ち上げて、どうすれば安全対策が講じられるようになるだろうかというふうな会を立ち上げて、その中で署名活動までしていかなと改良はされんとばいというところまで今話が進んでおります。そのようなときにですね、町としても地元との話し合いの場にですね参加をしていただき、要望策などのアドバイスなどをしていただけるのか尋ねます。

町 長 お答えいたします。まず、今議員がおっしゃったようなことは十分理解できますので、地元としてどのように進めていかれるのか、それをきちんとして方針がまとまった時点で担当の方にご相談いただければ、そういった対応は可能だと思います。そして、地元の会合に出席をするというこ

とにつきましては、ぜひそうさせていただきますので、ご意見をその時点で賜りたいと思います。以上でございます。

1 1 番 小 田 この国道の改良についてはですね、地元住民あるいは、あそこを通行する皆さん方ですね、安全を考えて早急に改善を図らなければならないことだと考えます。要はですね、あそこのSカーブ、最終的にですね、私たち地元では橋梁でも造って直線化になれば一番いいんだろうというふうに話をしておりますけれども、それとあと、先般、長崎にあります河川国道事務所に行ってお話を聞いたときにもですね、計画路線ではありましたがけれども、あの白石のSカーブを直線化すると、どのぐらいのお金がかかりますかとお尋ねをしましたら、約5億程度という回答を得ました。ということは、そのぐらいのお金、経費を使うと直線化になれるんだなど。私は素人なりに判断をしましたがけれども、町としてですね、小手先の例えば信号機とか速度制限とか、あるいはセンターポールを設置とかというふうな安全対策を考えるのもこまごましておりますので、町としては、あそこのSカーブを直線化することが一番望ましいというふうには判断できませんか。

町 長 答えいたします。町としての立場というのは、管理者に対して、要するに要望するという立場で、その改良計画をああしてください、こうしてくださいというような、言える立場ではないと思います。ただ議員がおっしゃるように、私が素人的に判断いたしましても、あのSカーブを直線化すれば、それは見通しもよくなるし、また馬場に通じる町道との連携もうまくいくんじゃないかと、そのようなことは思われますけど、町がそういった具体的な計画まで示して要望するということには、いささか問題がございます。

1 1 番 小 田 23年度に一般質問をしたときにもですね、「町としては要望する立場なので、改良案の提案まではすべきではない。」というような返答ですけれども、そこをですね、町としての立場というのは十分わかっておりますけれども、あそこで重大事故、大きな事故などがありましたらですね、人命にかかわることでございます。ましてや、押しボタン式信号になっております。押しボタンを押してですね、横断歩道を渡っていた。そしたら車が止まらずにですね、直前、または直後を走り去って行ったと。それが1件や2件じゃないんですよ。結局、ときどきそういうふうな事例が起こっていま

すので、地元としても強く考えて要望はしていきますけれども、町としてもですね、いろんなお願いをする立場とか場所があると思いますので、あらゆる会議の場においてですね、そのような事案があっているというふうなことを含めて、安全対策を強く要望していただきたいと思います。これ以上、いろいろすればですね、おそらく道交法上などの問題もありまして、水掛け論になると思いますので、一つ安全対策を講じていただくよう、強く要望して私の質問を終わります。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 3 : 5 2)

(…休 憩…)

(1 4 : 0 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、山口隆議員。

1 5 番 山 口 通告番号6番、山口隆でございます。通告文にしたがって町長に以下の点について尋ねます。

本町の情報発信とPRについて。町制80周年、長崎がんばらんば国体を前に、観光客の増加や交流人口の拡大を目指し、観光協会等々と連携を図り、パンフレットの作成、町境への看板の設置、ホームページ等への掲載、そして先日は本町出身の俳優であり脚本家の岩松了氏をふるさと応援大使に任命するなど、いろんな取組みがなされております。また、本年5月のくじやく祭りでは、例年に倍しての集客数で、その成果の表れとも思われます。しかし、現実はなかなか厳しく、思うように交流人口が増加していないのが現状ではないかと思われます。町民が本町の魅力を理解し、誇りを持って町民全員がPR大使となり、口コミで本町の魅力を発信していくことは効果的であると思われます。本町の情報発信とPRについて、以下の点について尋ねます。

①ふるさと応援大使、岩松了氏にどのようなことを期待しているのか。

②長崎がんばらんば国体を控え、来町者に本町のPRをするために町の魅力を町民自身に理解していただき、町民自ら情報発信をしていく取組みができないか。

三点目です。町民が親しみを持ち、誇りに思えるような特色ある町のキャッチフレーズを公募し、制定する考えはないか。以上、三点について尋ねます。

町 _____ **長** ただいまの山口議員からの本町の情報発信とPRについてのご質問にお答えいたします。

まず、3つの質問をいただきましたので、一番のふるさと応援大使にどのような期待をしているのかについてお答えをいたします。

この件につきましては、川棚町ふるさと応援大使設置要綱を制定しております。その中で目的として掲げております本町の自然や産業、観光、芸術、文化、歴史及びスポーツを全国に広く発信し、本町のイメージアップを図るとともに、町政に対する助言や情報提供を得ることとして規定をいたしております。そこで、折に触れ本町の情報を発信していただくということを願っているところでございます。特に、岩松了氏は芸能人でございますので、テレビ番組に出演される機会が多いと思いますが、そういった機会に川棚町の良さをPRしていただくと、こういったことを期待をしているところでございます。

次に、②についてお答えをいたします。議員がおっしゃるように、町民が本町の魅力を理解して誇りを持つことが重要であり、町民全員がPR大使となり、口コミで本町の魅力を発信していくことが効果的ということは当然のこととございまして、それはまた大変重要なことと、このように認識をしております。

その前に、まずは町の職員が町の観光を知り、自然に親しみ、自らがイベントに参加する積極性が必要であり、また町の特産品への関心を示すことがまずもって情報発信の原点ではなかろうかと、このようにも思っております。まずは全職員が情報の発信源となるよう、町の魅力や自然の資源を共有できるよう、このように検討してみたいと考えております。

次に、町民が町の魅力を理解し、情報発信できるような取組みができないかとの質問でございますが、議員の質問にもありますとおり、先ほども言いましたように町民の皆さんが、口コミで情報を発信していただくことが、大きな発信源につながることは言うまでもありませんし、そう思っているところでございます。

長崎がんばらんば国体を控えての取組みについてであります。この時期だけに捉われることなく、情報発信とPRは継続して実施することが重要であると、このようにも考えます。では、どのように取り組んでいくかでありますが、町民への周知がまずもって大きなウエイトを占めますので、広報誌への掲載はもちろんであります。ホームページ等への掲載はこれまでどおり継続して広報に努めていきたいと考えております。

本町では、観光協会や産業振興課において、各種観光パンフレット等が作成されておりますが、このパンフレットは外部発信を目的として作成し活用いたしておりますので、これを町民向けに発信できないか。また、町内の公共施設や地区の公民館等にこのパンフレットを設置をしたり、各種会議の折、会場内に展示物として掲示することを検討してみたいと考えております。

次に③についてお答えをいたします。町民が親しみを持ち、誇りに思えるような特色ある町のキャッチフレーズ等を公募し、制定する考えはないかについてであります。本町は、平成23年3月に策定した第5次川棚町総合計画において、まちづくりの将来像を「自然を愛し、くらし輝くまち」と定め、これが本町のキャッチフレーズであると、このように認識をいたしております。この件につきましては、平成25年3月の一般質問においても福田議員から質問を受けましたが、このような認識である旨を答弁いたしましたものであり、この認識は現在も変わっておりません。あらためて町のキャッチフレーズを公募し制定する考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

1 5 番 山 口 5月17日に岩松了氏を招いての「ペコロスの母に会いに行く」の上映会は、大変集客数も多く盛会裡であったと認識をいたしております。今後ですね、このような計画というのを実施していく考えはないか尋ねます。

町 長 お答えいたします。今議員の質問は、岩松了氏の作品ということと理解してよろしいですか。

1 5 番 山 口 はい、いいです。

町 長 岩松了氏の主演作をこの前上映会をしたわけですが、これは映画のテーマが、たまたま今社会問題になっている、いわゆる認知症の介護、これが内容であったために、いわゆる関心も高かったのではないかと思います。そういったことで、その時代、時代において、町民の皆さん方

が希望されるような映画がございましたら、またそういった機会を作りたいと考えております。

1 5 番 山 口 ふるさと応援大使については、いろんな分野の方を条例で制定するようになっているということでございますが、今回、岩松了氏が第一号であったと。今後、岩松了氏以外にもですね、いわゆるふるさと応援大使としてですね、委嘱していく考えがあるのかどうか、この点をお尋ねします。

町 長 お答えします。その件につきましては、現時点でこの制度を発足させて、そして第一号として岩松了氏にお願いをしたばかりでございますので、今後、前向きに検討はしていきたいと、このように考えております。

1 5 番 山 口 次、二点目でございますが、先ほど、町の職員がいろんな町の情報を発信していくという、これは非常に大事なことであろうと思いますが、どうしてもですね、町民自身がですね、口コミでいろんなことを伝えていくというのがですね、一番町の情報発信をしていく上ではですね重要かと私は考えております。ただ、これが残念なことにですね、町長の答弁でもございましたが、観光パンフレット等はすべて町民以外へ向けたものであると。非常に素晴らしい観光協会、その他のパンフレットがございます。ところが、町民が発信していくためにですね、町民が共有している川棚町の、いわゆる情報が少ないんじゃないかと、そういう気がするわけです。例えばですね、単純な話でございますが、「虚空蔵山というのは何メートルあるんですか。」と聞かれてぱっと答えきれるかどうか。ここにおる方がですね。それとか、日本一の和牛の産地と町境に看板がございますね。日本一の和牛の産地川棚とある。じゃあ、「牛はどこにおるんですか。」と。「何頭ぐらいおるんですか。」と聞かれて答えきれますか。それとか、くじゃくの町川棚とも言われます。シンボルと言われている。「くじゃく何羽ぐらいいるんですか。」と、そういった情報がですね、町民に出てこないんじゃないかと。だからそういった意味でですね、できれば町民向けての、例えば数字で見る川棚町とか、川棚町の概況とか、川棚町の魅力とか、もしくは仕事柄毎年作っていましたが、学校要覧というものを作りますよね。そういった意味で、毎年、川棚町要覧とか、そんなに冊子が厚くなくてもけっこうだと思いたしますが、町民向けのもので、そういったパンフレットを作る考えはないかお尋ねしたい。

町 長 お答えいたします。これは壇上でも答弁いたしましたように、

確かに議員がおっしゃるように、町民向けのパンフレット、そういったものがこれまでできておりませんでしたので、町の、いわゆる良さが分かる。それを町民に知っていただく、そういったパンフレットを策定したいと考えております。幸いに、今具体的な、例えば虚空蔵が何メートルあるかとか、くじゃくがいくらいるのかということについてはですね、最近、いろんなイベントで、例えばあそこの体育館で開催をいたしました「ふるさと感謝祭」そういったときに、いわゆる質問方式で、いわゆるQ & A方式で、川棚の虚空蔵山何メートルですか、100mより高いと思う人はA、低いと思う人はB、そういったイベントをしてですね、少しずつ川棚町の虚空蔵が何メートルあるとか、くじゃくが大崎くじゃく園に何羽いるとか、少しずつ浸透をしているという状況でございますので、ご紹介をしておきます。以上でございます。

1 5 番 山 口 町民向けのパンフレットでですね、私が素晴らしいと思ったのがですね、今教育委員会で作っておられます、表紙だけでございますがこういう冊子がございますが、「私たちの川棚町」というのがあります。本年度から小学校の3、4年生に対しては全員配布となりましたね。この中を見ましたらですね、非常に素晴らしい内容なんです。読みましたら、私も知らないことがたくさんありました。だから、こういったもののダイジェスト版でも構わないと思うんです。町民向けにですね。確かに経費的にはかかるかと思いますが、この中を見ましたらですね、これだけ網羅してあるかと。しかもそれが教育委員会管轄でございますので、ちょっと質問がずれますけれども、これだけ素晴らしい副読本を作っておられると。これを逆にですね、行政として、この中身を参考にしながらですね、ダイジェスト版あたりを作ってはどうかというように思いますが、どうですか町長。

町 長 大変貴重な意見ありがとうございます。実は、今これまでの町政要覧が10年経過しておりますので、今町政要覧を改訂版を作ろうということで準備を進めております。そういった中で、今のご意見を参考にして作成をしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1 5 番 山 口 そしてですね、次に町の情報発信ということで、町民自身が、いわゆるPR大使となるようということですね、これも一つの提案になるかと思いますが、ちょうど3月から4月にかけて各種団体等の総会等が行

われます。その中で、町長は非常に律義でございまして、必ず出席されて挨拶をされて、その中で町の新年度の施策等についての丁寧な説明が行われております。ただその中でですね、できれば川棚町のこういうところを発信していただきたいというようなことを併せてお願いする考えはないか尋ねます。

町長 はい。今後、努力をしてまいります。

1 5 番 山 口 国体がいよいよ4、5か月後には始まるようでございます。ただ、この長崎がんばらんば国体ではですね、各種団体の方にボランティアということで、いろいろなお願いをされてると。例えば案内であるとか、受付であるとか、競技場とか、そういった場所でいろいろな方がボランティアで出席されると思います。そういった中ですね、時々見かけるのが観光協会のパンフレットがただ置いてあるだけなんですね。自由にお取りくださいと。自由にお取りくださいというのはですね、誰も持っていかないんです。よっぽど貴重品でない限り誰も持っていきません。そういった中でですね、同じボランティア等をお願いされるならばですね、そこで一声、声掛けをしながらですね、川棚にこういうところがございましてよというかたちでですね、パンフレットを差し上げてですね、どうぞ帰りにはこういう場所に寄ってくださいと、そういうかたちでのですねボランティアをお願いする考えはないかお尋ねしたい。

町長 答えいたします。国体のボランティアにつきましては、ボランティアを募集したり、あるいは今議員がおっしゃったように婦人会であるとか、いろいろな団体の皆様方にこちらからお願いをして、そういった事務にあたってもらおうと思っております。そういったことで、今国体推進室の方で準備をしておりますので、詳しくは室長に答弁をさせます。

国体推進室長 国体では町長が言っていますように、各種団体にボランティアをお願いしています。町の職員も当然、その中に入るわけですがけれども、今のところですね、検討している中にはですね、そういうことは考えておりませんけれども、前向きに考えていきたいと思っております。以上です。

1 5 番 山 口 せっかく長崎国体というのは45年ぶりで、そういうところで、おそらく少年少女のホッケーでございまして、おそらく保護者とか学校団体を含めて来町される可能性が高い。そういった方にですね、次もリピータ

一になっていただくようなかたちですね、声掛け運動というんですかね、そういったかたちで何か、試合会場はあそこですよじゃなくてですね、試合が終わりましたら川棚町にこういう良さがありますよとか、そういった場所も一声かけてですね、パンフレットなり何なりですね、配布していただくような施策をやっていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

町長 お答えします。担当室長がもう少し具体的に答弁をしてくれると思っておりましたけれども、実は、今先ほど言いましたように応援をしてくださる方について調整をいたしております。こういった方々のメンバーが決まりますと、事前研修をして、そういった今議員がおっしゃることに対応できるように体制を整えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

1 5 番 山 口 次にキャッチフレーズについてでございますが、キャッチフレーズは総合計画の中で、まちづくりの将来像として、いわゆる「自然を愛しくらし輝くまち」と設定してあると、これはあくまでもですね、私自身は町の方針として、こういうかたちで行政を進めますというかたちのキャッチフレーズじゃないのかと。これは総合計画というのは10年間で終わるわけですね。10年経てば変わる可能性がある。これは間違いなく第5次総合計画の前の第4次総合計画では、「住まい理想のまちかわたな」だった。第5次総合計画に変わったら「自然を愛しくらし輝くまち」、次、あと6、7年で終わると思えますが、終われば当然、第6次総合計画、その時にまた川棚町の将来像と変わる可能性があるということは、定着したときには変わっているわけです。そういうふうなキャッチフレーズではなくてですね、本当に子どももこういう例が適切か分かりませんが、くじゃくまち川棚とかですね、未来永劫に言えるようなキャッチフレーズを募集してはどうかと。例えば、隣の波佐見町では「陶器のまち波佐見」と、これはもう定着しているわけです。それと、東彼杵町では「くじらとお茶のまち彼杵」とか、川棚町には一言で表せるような川棚町の特色を、そういうふうなキャッチフレーズがないんじゃないかと。そういったことで、公募する考えはないかという質問でございますけれども、そういった考えは、すべて「自然を愛しくらし輝くまち」と言って、この10年間だけ言って10年経てば、また違うのに変えていくと、そういう方針でしょうか。

町 長 お答えします。今の再質問で、議員がどのような考えで質問がされたのか分かったわけですが、例えば、今波佐見町については陶器のまちが定着しております。彼杵についてはお茶とくじらのまちが定着しているようであります。川棚は、じゃあどういった、いわゆるキャッチフレーズができるのかと考えたときに、先ほどの議員の質問でもお答えしましたように、特化したものじゃなくして、あくまでも調和のとれたまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、あれも、あれもというふうなことになるはしないかと。ただ、これは募集をしたらどうかというご提言でございますので、これについてはあまり私個人としては、先ほども言いましたように、「住まい理想のまち」から「自然を愛しくらし輝くまち」というふうにかッチフレーズを変えて、今総合計画の実施によって、それを実現しようという立場でございますので、改めてのキャッチフレーズの募集については、消極的ではありますが、せつかくご意見をいただきましたので、部内で検討してみたいと、このように思います。

1 5 番 山 口 これはですね、おそらく一言で表されるキャッチフレーズはないかなと、私自身もそういう疑問はあるんです。ただ、川棚町民がですね、川棚町の情報を発信するときに、いわゆる川棚町はこういう町ですよと、胸を張って言えるのかといえば非常に難しい点がある。この前の、蒸し返しじゃございませんけれども、岩松了氏をふるさと大使1号に任命されるときに、町長が聞かれたときに岩松了氏が何と答えたかと。東京に出てですね、「あなたはどこの出身ですか。」と聞かれたときに、「長崎県の片田舎から出てきました。」と答えたと、こう岩松了氏が答えられました。ということは、逆に言えば、本町を出て、川棚町はどういう町ですかと言われたときに、こういう町ですよということがなかなか説明しづらいと。確かに特徴のないところに特徴があるのかなという考え方もあるんですけれども、せめて川棚町はこういう町ですよと、川棚町出身者、町民が言えるようなキャッチフレーズというのを何らかの方法で改めて検討してもいいのじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

町 長 改めての答弁でございますが、議員の今のご提言を参考にさせていただきたいと、このように思います。

1 5 番 山 口 併せてですね、先日、長崎新聞のご当地ナンバーというのが1

00枚限定ということで、デザインの公募をするということがあったと。そういったことにあわせてですね、キャッチフレーズと同様でございますが、できれば川棚町民が川棚町に興味関心を持っていただくという意味ですね、質問通告にはないんですけども、関連するということで聞いていただければと思いますが、川棚町景観100選とまではいきませんが、川棚町景観10選とかですね、そういったことを公募することによってですね、川棚町の良さを町民が発信していくような、興味関心を呼ぶような、そういうふうなことも考えられてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

町長 今のご質問にお答えいたします。具体的に川棚町景観100選、あるいは10選そういったものをしてみたらどうかというご提言でございましたが、これにつきましては私の記憶によりますと、観光協会で一度取組んでいただいたんじゃないかと思えます。もうかなり経過もしておりますので、いわゆる写真を募集する。そういったことはですね、極めて、さっき議員からおっしゃったように、川棚町に興味、関心を持っていただく、そして良さを理解してもらうということにはつながってまいりますので、ぜひ前向きに検討させていただきたいと、このように思います。以上です。

15番山口 以上で質問を終わります。

(14:33)

議長 次に、田口一信議員。

12番田口 議席番号12番、田口一信です。3項目について質問をいたします。

一つ、小型家電リサイクルの推進について。

小型家電リサイクル法、すなわち使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律は、昨年4月に施行されております。この法律の主務大臣は環境大臣及び経済産業大臣となっております。まず、法律の名称から分かるように、この法律は廃棄物の中から希少な金属類、すなわち金、銀、銅やニッケル、プラチナ、パラジウムなどの、いわゆるレアメタルという資源を確保するというのをこの法律の目的といたしております。

小型家電は、96の品目が指定されておりますが、テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンという4つの品目は、家電リサイクル法で指定されておるんですけども、その4品目以外のほとんどの家電、すなわち携帯電話、電話

機、デジカメ、パソコン、CDプレイヤー、電気釜、ドライヤー、時計など、ほとんどの家電が、この小型家電リサイクル法で指定されております。そして、こういった小型家電は、必ず人の住んでいる場所に存在をいたしますから、金、銀、銅や、先ほど言ったようなレアメタルが人口の多い都会の真ん中に存在しているわけでございます。この状態は、すなわち都市鉱山と呼ばれております。都会の中に鉱山があるという意味ですね。実際に、鉱山会社にとってみれば、金、銀、銅などを土の中から掘り出すよりは、小型家電から回収する方が効率的なんだそうであります。この法律では、小型家電を回収できる事業者は、主務大臣が認定をすることになっておりまして、先般、全国で35カ所の一つとして、大村の事業者が認定を受けております。この小型家電リサイクルの制度が、有効に機能していくためには、自治体及び住民の協力が不可欠と考えられます。したがって、この法律におきましても市町村の責務として、「市町村は分別収集するために必要な措置を講ずるとともに、収集した小型家電を認定事業者等に引き渡すように努めなければならない」旨が規定されております。また、消費者の責務として、「消費者は小型家電を分別して排出し、市町村その他、再資源化を適正に実施し得るものに引き渡すように努めなければならない」というように規定されているわけです。

それから、事業者、すなわち事業を行う者の事業者の責務として、事業者は事業活動に伴って生じた小型家電を分別して排出し、認定事業者等に引き渡すように努めなければならないという規定もありますので、川棚町役場も事業者の一つとして、この規定の適用があることと思います。この小型家電リサイクルを実施するためには、したがって、まず町が集積場所を作ることが必要です。そして、その集積場所に住民が小型家電を持ち込むと、そしてそれを認定事業者が引き取りに来ると、そういう仕組みを作ればよいわけでありませぬ。

認定事業者が引き取りをする際には、ほんのわずかながら、町にその代金が支払われるということになっております。なお、先ほど言いましたテレビなど、4品目の家電リサイクル法によっては、消費者がリサイクル料金を負担することになっておりますけれども、この小型家電については、消費者がリサイクル料金を負担することはありません。また、消費者が直接に大村の

認定事業者のところに直接持ち込んでいくことも許されておるわけでございます。

なお、携帯電話の販売店などからは、廃棄された小型家電が大量に出ると考えられますけれども、これは独自の回収ルートに載せられているようで、認定事業者の手には回らない仕組みとなっているようでございます。以上が、小型家電リサイクルの制度ですが、私は非常にレアメタルというか、希少な金属を輸入のみに頼らずに、国内において確保するということは、今後、特にですが、非常に重要なことであると思いますので、ぜひこれは町としても町民としても取り組むべき課題だと思っております。したがいまして、町として集積場所の確保などの取り組みができないものかと考える次第でございます。もちろん、そういった廃棄物の処理ということでなく、資源の確保という観点から考える場合であっても、実際の取り扱いは町役場じゃなくて東彼地区保健福祉組合がやる方がやりやすいという考え方もあるかもしれませんが、それはそれでよいと思っておりますけれども、その場合にも町としては、町民に対して積極的な協力を呼びかけることが必要だと思います。以上、小型家電リサイクルの制度について申し上げましたが、この問題について、町としてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

次に二点目ですが、東彼三町の合併問題についてです。

町長は、平成22年に東彼三町の合併推進を公約に掲げて当選されました。しかし、この三町合併の問題は相当に難しい課題であると私も認識をしておりますし、町長のこの4年間にもほとんど進展しないままに來ていると思います。さらに今後もその進展は非常に期待しがたい状況にあるというふうなことを考えられます。しかし、現在存続している合併特例法は、平成32年3月末までですから、まだ6年近くあります。町長はいつも合併の意義は評価をするという考えは示しておられます。しかし、現実にはなかなか進まないという状況があります。そういう中で、役場の庁舎の問題など、本町独自の課題に結論を出す必要にも迫られていると、こういうふうな状況にもなっているわけでございます。大変この問題は難しい問題であると思いますが、少しでも推進に向かわれるのかどうか、現時点における町長の考えをお伺いいたします。

次に三点目です。国体の成功に向けての取り組みについて。

10月のがんばらんば国体まで、あと4か月となりました。しかし、いまいち町民の盛り上がりは低いような気がいたします。町長の今の任期は国体の前に切れるので、言いにくいという事情はあるかもしれませんが、国体はぜひ川棚町のために、ぜひ成功させて、そしてこれを本町の活性化につなげていかなければなりません。そのためには、現在の任期中の最大限の努力をして、国体成功に向けて十分な準備を進めていただく必要があります。その国体成功に向けての町長の決意を伺います。以上、3項目について質問いたします。ご答弁によっては、自席から再質問いたします。よろしく願います、ありがとうございました。

町長 ただいま田口議員から3項目についてご質問いただきましたので、まず第一点目の小型家電リサイクルについてご答弁をいたします。議員もご承知のように、平成25年4月1日から使用済み小型電子機器等の再資源化の確保に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が施行されて1年が経過をいたしました。そして、大村市にあります産業廃棄物運搬業者であります株式会社シンコーが、長崎県初の小型家電リサイクル代理認定業者として指定をされたところでございます。そこで、県といたしましても、国が進める使用済み小型家電の再資源化を促進するため、県内市町を対象に、小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業への参加を募集したところでございます。小型家電に含まれる貴重な資源をリサイクルして、有効活用することは今後不可欠であり、ごみの減量化にもつながることですので、そういった観点から本町も、この実証事業に応募をしたところでございます。今後、県内の参加希望市町を取りまとめ、県が国へ申請する運びとなっております。今回、実証事業として本町が認められれば、今年10月から来年3月までが本事業実施期間となりますが、事業終了後も継続して実施をすることが要件となっております。なお、集積場所についてでございますが、福祉組合清掃工場内に設けることで組合と協議を済ませております。また、使用済み小型家電の、いわゆる回収ボックスを町内に設置し、そのボックス内の家電は、環境美化清掃員、いわゆる不法投棄パトロール員を町で設置しておりますので、そのパトロール員が定期的に回収し、そして福祉組合の清掃工場内に運ぶということ。そして、それを認定事業者である株式会社シンコーが再資源化処理施設まで運搬すると、このような仕組みを今構築

いたしております。なお、これらの実証事業のうち、町内に設置します回収ボックス及び認定業者の運搬費用と、それから住民に対する周知のためののぼりやチラシ等の作成費用も、これはすべて国が負担することになっております。

次に、二番目の東彼三町の合併問題についてお答えをいたします。

「川棚町長、三町合併を断念」と新聞で大きく報じられたのが平成16年11月20日のことで、その後、10年ほどが経過しようとしております。三町合併問題のこれまでの経過につきましては、田口議員の方がより詳しくご存じと思いますので、私の方からは割愛させていただきますが、その後、合併特例法は平成32年3月まで、10年間延長をされたところでございます。

そこで、今回のご質問になったことと思いますが、この問題につきましては、田口議員が本町議会の議員に就任された直後の平成23年6月議会でも一度ご質問をいただいたところでございます。その当時は、私も就任してから1年経っていないときでありましたので、合併を推進するために体制の整備が庁舎内にできていなかった状況でもありました。しかし、当時、合併を断念したのは、電算システムの統合が期限までにできないということも原因の一つとして、これも新聞でその当時報道をされておりましたので、私は当時、合併するための環境整備をする必要があると思い、電算システムの統合が今後の合併協議の障壁にならないようにと、本町の電算システムを他の二町と同じベンダーに変更し、クラウドシステムを現在採用しているところでございます。したがって、現在は合併するとなれば、電算システムの統合はスムーズにできると、このような環境が整っている状況でございます。

また、同時に議員からは、いずれかの段階で住民投票も必要ではないかのご質問をいただきましたが、今はそれを議論する時期ではないとの答弁もしたところでございます。今もそうではありますが、私が考える合併というのは、行政改革の一環として考えたときに、一番効率的で効果的な方法であるという観点から推進の考えでありましたので、この問題は行政主導で進めるべきであると、このような考えからでもございました。また、当然、三町が歩み寄る姿勢がなければ進まないわけでありますから、ほかの二町の状況も尊重する必要がございます。そこで、平成23年8月20日に開催されまし

た郡の町村会の総会の折に意見交換をさせていただいたところ、東彼杵町長は「町長に就任したばかりで合併については任期終了時までには考えたい。」という旨の発言をいただきましたが、波佐見町長は否定的な発言でありました。その後、3年が経過をいたしまして、また議員からはこのような質問をいただきましたので、今月13日に開催されました郡の町村会総会で再びこの件について協議を行い、両町長のご意見を伺ったところでございます。やはり、波佐見町長は否定的で、東彼杵町長は、「これまで合併については考えてきておらず、現在、山積する課題を抱えているので、合併に関して取り組める状況にはなく、今後、学校の統廃合問題等で地区懇談会を予定しているので、その折に合併についても町民の意見を聴いてみたい。」と、このようなことでございました。

また、先ほど言いましたように、合併特例法が10年間延長されたと言いましても、人口3万人以上に市に昇格できる特例もなく、合併特例債の制度も廃止をされましたので、合併のメリットは法律の支援策から考えますと、やや前合併特例法よりも低くなっております。

さらに、国においては、市町村合併による基礎自治体を作り、都道府県を廃止し、全国を10程度の道や州にする、いわゆる道州制が議論されて、そしてその構想が進められており、これらに対して、全国町村会は猛反発をしている状況でもございます。このような状況を総合的に判断をいたしますと、平成32年3月までの合併についても、私がリーダーシップをとって、その気運を盛り上げることは現状では非常に厳しいのではないかと、このように思っているところでございます。

次に、三点目でございますが、国体の開催の目的といたしましては、全国から集まるトップアスリートの力と技を目の当たりにすることで、町民のスポーツに対する興味、関心、意欲を高め、スポーツを自ら行うことで町民の健康増進と体力の向上につながることを期待されること。また、町民が全国から集まる大会参加者をおもてなしの心で迎え、交流を深め、川棚町の魅力を広く全国にアピールすることは、町の発展にとりわけ町の目標の一つに掲げている交流人口の拡大に掲げている町の活性化につながるものと、このように期待されるところであります。しかしながら、これら目的の達成のためには、今回の国体が町民皆様の多くの関心の高まりと、町外からの多数のお

お客様の来町がなければ達成しがたいものになります。何をもって成功とするのか、非常に難しいところではありますが、多くの町民の方々の関心を喚起し、全ての試合の観客席を埋め尽くし、心のこもったおもてなしで来町者すべての方から最高の国体であったと、川棚町は最高だったというような評価をいただけるよう、残り117日、成功に向け着実に事業を遂行していきたいと、今このように考えております。町民の皆様と一緒に国体を盛り上げ、この大会を成功に導くためには、ご質問にありますように、これからの取組みとして、7月13日には国体開催100日前町民総決起大会とし、川棚高校の選手を主力メンバーとした国体主力メンバーの激励会や、著名タレントの記念公演を行い、8月9日にオリンピックでいう聖火にあたる炬火の採火式を虚空蔵山頂で行い、翌8月10日には、町内を10区間に分け、大崎の国体会場までの炬火リレーを行い、そして、町内を盛り上げていきたいと、このように考えております。また、すべての町内では、各地区への国体PRのぼり旗を配布し掲出をお願いしておりますし、町内各自治会に花いっぱい運動へのご協力をお願いしているところでございます。

その他、町の広報誌には、毎月国体の特集記事を掲載し、さらに町内外へ積極的に情報提供を行うこととして、facebookも昨年4月から川棚町国体実行委員会で開設し、国体関連の情報をいち早く発信をしているところでございます。さらに、8月のかわたな夏祭りには、国体開催の仕掛け花火の打ち上げを予定をしているところでございます。このように45年ぶりの本町での国体開催の成功に向け、開催期日の近まりに合わせ、数々のしかけを行っていく予定にしているところでございますので、どうかご理解と、そしてご協力を賜りますように、よろしく願いいたします。以上でございます。

1 2 番田口 確認のために何点か質問いたします。先ほど、県の方から小型家電リサイクルについてですが、実証事業に参加の募集があったので、これに応募することにしたというようなご説明でしたが、この実証事業とは何なのかって思ったんですが、結局、町の方で集積場所を作って、それを運搬する。あるいは町民に対して啓発するためにのぼりやチラシを作る。そういったものを全額国で負担をして実施する事業だと考えればよろしいのでしょうか。

町長 この実証事業につきましては、先ほども少し答弁いたしました
が、詳しく担当課の方では具体的に進めておりますので、担当課長の方から
答弁をさせます。

住民福祉課長 それではお答えいたします。詳しい取組みについてですが、町
内に回収ボックスというのを5カ所に設定いたします。設定する場所につき
ましては、小型家電ということで、携帯電話などもございまして、個人情報
の関係から、あまり人目につかないところではいけないということで、公共
施設の方を考えております。具体的に申し上げますと、川棚町役場の本館、
第二別館、それから中央公民館、勤労者体育センター、平島のですね、それ
といきがいセンターというところを考えております。そうしまして、小型家
電用の回収ボックスですので、間口が小さくなっております。15cmかけ
る30cm程度のもので、大きいものはどうなるかと申しますと、普通どお
り燃えないゴミと言いますか、大きいゴミですね、月1回収してあります
けれども、そちらの方で回収していただいたものをですね、今度は福祉組合
の方に持ち込まれますので、それを福祉組合の方がピックアップ回収とい
うことで、小型家電だけを取り出しまして、集積場所に分別してくれます。そ
れをですね、少しある程度たまりましたら、認定業者の方に連絡をいたしま
して、それを認定業者の方が運搬してくれます。その中から、そういう貴重
な金属、レアメタルなどを取り出して、別のところに運ぶというふうになっ
ています。そのぐらいでよろしいでしょうか。

1 2 番田口 そうしますとですね、全体の集積場所は白石の清掃工場内に作
るというふうな説明でしたけれども、この事業は、回収するという事業その
ものは町の事業として行うというふうに聞かれますけれども、そういうふう
に理解してよろしいのでしょうかということと、そうしますと、波佐見町及
び東彼杵町の取組みはどうなんでしょうかということをお聞きします。

町長 お答えします。今担当課長の方から川棚町の取組みについてご
答弁をさせましたが、実はこの事業は、実証事業として各町が県に応募して、
そして取り組むということになっております。したがって、3月末まで
の実証事業は町の事業として取り組んでおります。これにつきましては、当
然、三町足並みを揃える必要がありましたので、数日前に担当者会議を福祉
組合主催で開催をしていただきまして、そして三町同時に取り組んでいこう

ということの確認をいたしております。以上でございます。

1 2 番田口 回収ボックス5カ所というのがですね、中央部に集中しているような感じがするのですけれども、確かに課長の説明のように個人情報の管理という面からなかなか難しい面があるのかなと思います。もう少し広範囲に置かなくてもよろしいのでしょうかということをお聞きします。

町長 お答えいたします。確かに議員がおっしゃるように中央部に集中しているという感はいたします。今回は3月までの実証事業でございますので、その中でそういった問題等々を洗い出して、そして本格的にはどうしたらいいのか、その間に検討して、そして実施に移したいと、このように考えております。

1 2 番田口 具体的に取り組まれておりますので、スムーズに事業が進んでですね、資源の改修が有効にいくように希望しております。次の問題に移ります。

合併の問題ですが、一点、合併特例法の平成32年3月までの件で、町長の答弁された分で、一点だけ訂正をさせていただきます。ただ、それは法律の文言にないことなのですが、市への昇格がないと言われました。法律の文言ではそうっております。しかし、この東彼杵郡が可能性があるんだということを申し上げておきます。前も言いましたが。その点を指摘しておきます。それでですね、かなり平成32年3月までの合併というのも、非常に厳しいという、ただいまの町長の認識がありました。それは、私もそうかなというふうなことをですね思わざるを得んなという気持ちでおります。それで、ただですね、要は三町の関係、今も家電回収とかに三町、足並みを揃えて取り組んでいくわけですが、三町の関係についての考えをお聞きしておきたいんですが、先ほど山口議員との議論の中で、川棚町の魅力を町民が発信していく。町民が口々に「川棚町はよかところばい」というふうに口々に言う。それが町民の魅力の発信だし、それが非常に大事なことだと思います。ただですね、じゃあ現実に川棚町民がそういう言葉で川棚町を語っているだろうかということ考えた場合に、どうも逆じゃないか。波佐見はああだし、東彼杵町はこうばってん、川棚町はだめばいというふうな言い方の方が多いのではないかというような気が私はしておるんですよ。しかし現実には川棚町はそれこそ自然に恵まれた魅力のある町だと思いますし、おそらく国体などに

来られる、よその町の人に対してはそういう言い方をすると思うんですが、現実にはなかなか、だめばいという言い方が聞かれるんじゃないかというふうに思っています。それで、三町なんですけれども、東彼杵町、波佐見町はそうやってですね、比較をする対象じゃないんじゃないかと思っています。連携して協力しあうのが両町じゃないかなということで、三町協力して、むしろ全国に目を向けて発信をするのが三町の在り方ではないかと思うんです。だから合併するにせよ、しないにせよ、そうやって協力していくことが大事だろうというふうに思います。現実には商工会は、こうやって三町通した観光事業というものを連携事業としてなされているわけですよ。ですから三町が連携、協力して力を発揮して、全国に対して情報を発信していくべきであるというふうな三町の在り方の考え方についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長 お答えいたします。壇上での答弁でも申し上げましたように、三町合併の推進というのは、いわゆる行政改革の面から判断して、より効果的だ、あるいは効率的だという考えで推進をしているものの一人でございます。と言いますのは、この東彼杵郡内に川棚町、波佐見町、東彼杵町、福祉組合という4つの行政組織があるわけでございます。当然、福祉組合を設立したときには、広域的にゴミやし尿の事業をしなければいけない。ただ、当時は合併する、いわゆるすべがなかったから三町で共同してやりましょうと。ということで現在までできております。こういった状況の中で、たまたま前回、10年前に合併特例法ができて、知事もそういったことで進められておまして、そういうことで合併の協議が始まったんだろうと思います。ところが、諸般の事情で現在に至っております。そういうことから、当然、三町は足並みを揃えて事業をする。協力し合って事業をする。このことについては、これまでもそうだし、これからも変わらないというふうに思っております。そういう考えで今行政事務を担当しているところでございます。以上、答弁といたします。

1 2 番田 口 ただいまの答弁に関してですけれども、平成16年に三町の合併を断念したということがありますが、結局、その時点での町民同士の気持ちのわだかまりのようなものが未だに尾を引いているような気がいたします。そういった町民同士の気持ちを、わだかまりを解消して協力し合ってい

こうじゃないかという雰囲気を作っていくということも大事なことはなかろうかなというふうなことを思うわけです。ですから、もし合併ができなくても、三町はそういう関係を保って進んでいくべきだろうというふうなことを思います。それで、そういったような三町の町民が納得できるようなかたちづくりというものが何か考えられないのかなと思うので、例えば、これは思いつきですけど、三町の共同宣言を出すとかね。一緒にやっとうという共同宣言を出すとか、そういうようなかたち。あるいは川棚町単独でもいいです。川棚町単独の宣言でもいいです。単独でやっていますけど、他の二町とは協力しますというような宣言とか、そういうふうに表向きに、三町の町民向けにアピールして協力してやっとうというふうなアピールをする方法は何か考えられないのか、それをお伺いいたします。

町長 今議員からご提言があったような三町の共同宣言については、思いも浮かばなかったことではありますが、冒頭で言いましたように、私としては、合併したら三町の中心になるということで、それから行政改革の一環として合併効果はあるだろうと、こう思っております。しかし、東彼杵町長は、これから中学校の統廃合問題等で地区懇談会をするので、その折に合併についての意見も聴いて、そして最終判断をしたいと。このように公式な場で、いわゆる町村会の会の中でおっしゃいましたので、そういった状況もまだ待つべきでありますし、今直ちにそういった共同宣言を出すということは、あるいは川棚町独自でそういった宣言をするということは、時期尚早ではないかと、このように思います。

1 2 番田口 国体については、先ほど種々町長が取り組むお答えがありましたので、追加して聞くことはありません。成功を私も祈っております。以上で終わります。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 5 : 1 2)

(…休 憩…)

(1 5 : 2 5)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

議 長 次に、波戸勇則議員。

8 番 波 戸 8番、波戸勇則です。通告文にしたがい、町長へ質問いたします。

町内には、婦人会、食生活改善推進協議会、母子愛育班、桜援隊、我楽多会、よさこい実行委員会など、これ以外にも多くの個人や団体が、自然などの環境を守る活動、地域福祉の推進、文化、芸術、スポーツの振興、本町の活性化や交流人口の拡大など、目的を持ってボランティアにより運営と活動をされている団体があります。しかし、運営、活動をするにあたっては、ある程度の人員と資金を必要とし、団体によっては自ら個人や企業、団体などへお願いをして、応援金や協賛金を集めながら活動をしています。また、各種イベントを開催するにあたり、ボランティアを募集しても、なかなか人が集まらない状況がある反面、ボランティアをしたくてもどうしたらよいか分からない人や、5月の報告会ではいろいろな活動に対して寄附をしたいが、どこに言えばいいのか分からないという人もいらっしゃいました。そこで、ボランティアをしたいがどうしたらいいのか、どこへ行けばいいのかなど、活動に関する情報の紹介、また関心のある活動分野、場所、時間、参加などを検討、相談できる窓口の設置、活動中の団体グループ、その他何とかしたいという気持ちから、新たな団体グループが活動を立ち上げて運営をするにあたっての情報提供や協力、支援体制などができないでしょうか。また、企画書、報告書などを提出してもらい、面談や検討を行って事業に対して補助ができるよう、基準や制度の構築が必要ではないでしょうか。地域に密着したボランティア活動が、一過性とならず、継続して活動ができるよう、次の点について尋ねます。

1、広報誌やホームページにボランティア募集の日程、内容、申し込み先などを掲載できないか。

2、ボランティアをしたい人と応募したい人をマッチングさせる窓口を役場などに設置できないか。

3、イベントの企画書、報告書などを提出させ、本町の活性化や交流人口の効果などを検討し、事業に対して補助ができないか。以上、三点についてお尋ねします。

町 長 波戸議員からの各種イベントにおけるボランティアの募集と

活動の支援についてのご質問にお答えいたします。

波戸議員からは、3つのご質問をいただきましたが、まず1つ目の広報誌やホームページにボランティア募集の日程、内容、申し込み先などを掲載できないかのご質問であります。これにつきましては、現在も町の広報誌において、例えば、少年スポーツクラブの募集などについて住民の方から要望があれば、それに応じて随時掲載をいたしております。したがって、ボランティアの募集等につきましても要望があれば、広報誌の掲載については、随時対応してまいりたいと、このように考えております。また、今後、申込件数が増えるようであれば、ホームページにボランティア募集のサイトを新たに設けることも考える必要があるのではないかと考えられますので、当面は状況を見て判断をしたいと思っております。

2つ目のボランティアをしたい人と、募集したい人をマッチングさせる窓口を役場などに設置できないかにつきましては、今説明いたしましたように、募集についての広報誌への掲載は、要望に応じて協力をいたしますが、その応募に対する対応につきましては、希望者があった場合は広報誌などで示した代表者などに申し込みがあるはずですから、基本的には募集を行った団体で対応をしていただくべきものであると、このように考えます。また、その間に町が入り、仲介、あっせん等を行うことは、かえって余分な時間と混乱を招く元になるとも考えられますので、現在のところご質問にあるようなそういう窓口、担当部署を本町に設置する考えはございません。

3つ目のイベントの企画書、報告書などを提出させ、本町の活性化や交流人口の効果などを検討し、事業に対して補助ができないかというご質問であります。これにつきましては、近隣の、例えば波佐見町であるとか、東彼杵町においてもそういったまちづくりや地域活性化につながる事業について、一定の経費に対して補助制度を設け支援を行っております。これについては、以前も本定例会の一般質問で質問を受けておりますので、本町においても、そういったまちづくりや地域活性化につながる活動について、支援を行う制度について近隣市町の制度を参考にしながら調査研究を行い、検討してまいりまして、具体的に制度の創設について考えているところでございます。

ただし、本町の現在の財政状況を考えたときに、他市町に比べ、高額な補

助制度を設けることは難しいと、特定団体に対して継続的な補助を行うことは好ましくないと、こういったことを考えておりますので、この点については議員もご理解をいただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

8 番 波 戸 まず、一番目のところなんですけれども、広報誌には要望に応じて掲載をしているということなんですけれども、まずこの応募方法自体がどうやって応募する人に広報しているかというのが分からないのが一点と、例えば昨日の100縁翔店街のポスターにもですね、ボランティアスタッフ大募集と書いてありました。各種イベントを行う際にですね、ほかのボランティアの募集の際に、先ほど町長もおっしゃいましたが、主催者側に電話で問い合わせとか言われましたが、例えば電話をかける勇気がない人とか、内容を聞いてからは断りにくいなどがあると思いますので、そこらへんの内容とか日程をですね、広報誌の方に掲載する場合の応募方法と掲載をしていただきたいということで再質問いたします。

町 長 答えいたします。波戸議員は町の広報誌で募集していますという欄は読んだことございますね。それを見てもらえば分かりますけれども、募集したい団体がいらっしゃいましたならば、役場の方に問い合わせさせていただきます、町の担当の方が情報をもらいにいきますので、そして掲載するということにいたしております。その場合、先ほども言いましたように、その問い合わせについては、募集をかけた団体に連絡をしてくださいと。その後ですね、こういった募集をしたい場合には、町の総務課の広報担当にお知らせくださいといったことも掲載をしておりますので、それで十分ではないかと、今のところ考えております。

8 番 波 戸 それでは次のボランティアの窓口に対しての検討はないということでしたけれども、報告会の中でもですね、「寄附をしたいけれどもどうしたらいいか分からない」という人がいらっしゃいました。また、ボランティアに参加したいけれどもどうしたらいいか、また参加することに対してためらいを感じている人もいらっしゃるようです。そのような方たちのきっかけづくりの場として窓口があれば助かると思うんですけれども、そのように思われませんか。

町 長 答えいたします。今いくつかの例題を挙げてご質問いただき

ましたが、例えば、寄附をしたくてもどこに言えばいいのか分からないというのですが、これは町に寄附したいんですか。そういったことについてはですね、例えば役場の総務課であるとか、地域活性化団体へということであれば企画財政課、そういったところにお問い合わせいただければ、大体事務局は、それぞれの団体の事務局は担当課で把握をしておりますので、そういったところにお問い合わせをしていただければ大丈夫だと思います。

ただ、そういったものを役場の中に制度として構築をするということについては、若干検討が必要であるというふうに認識をいたしております。

8 番 波 戸 総務課とか企画財政課とかに問い合わせをすればいいということなんですが、その問い合わせをする方法が町民の方には分かっていないと思うんですよね。だからそこらへんで、一つそういう相談窓口が、例えば総務課なら総務課で設置していただければ、総務課にすべて問い合わせをして、その後、何か解決策が出ると思うんですが、その中で企画財政課とか言われましたけれども、そこらへんの広報をしないと町民の方も分かってきませんので、その問い合わせ先ですね、そこらへんをまず広報することが必要だと思うんですけどいかがでしょうか。

町 長 お答えいたします。今その議員がおっしゃっているような状況が私ども、正直言って把握をしておりません。そういった例えば、寄附をしたいがどこにすればいいのかというような方が何人もいらっしゃるのか。もし、議員がおっしゃるように議員個人にそういったご相談があれば、役場のそういったところは、部署の方は議員も十分承知をされておりますので、紹介をしていただければ、事はそれで済むというふうに思うわけですが、ちょっと今のところ、町の立場として明確に答弁することができません。ちょっと研究をさせてください。

8 番 波 戸 個人的に相談があったわけではなくてですね、5月の報告会の中で、ある地区から町民の方から意見が出ましたので、その意見をお尋ねしたということなんですけれども、個人的に来れば私も相談できるんですけれども、町民の方からそういう意見があったということでご理解いただきたいと思います。

町 長 お答えいたします。そういったいろんなことをどこに相談すればいいのか分からないということでの、そういったご質問だったということだ

と理解をするわけですが、それを役場の中でどこかにポジションを設けるといふことでのそういった趣旨でのご質問だというふうに理解をいたしますけれども、現状ではさっき言いましたように、それぞれの分野で、それぞれの担当に電話でもしていただければ、その解決策は見つかるのではないかと、そのように思っております、新たに総合的なそういったところの窓口を設けるといふことは、現時点では考えておりません。

8 番 波 戸 窓口の検討はないということですので、私が聞いた範囲では川棚町の担当する課に電話をするように伝えていきます。

次の三番目の補助金の件なんですが、支援の在り方、制度を行う検討をしたいと考えているということですが、川棚町内にはですね、各種団体が自分たちでイベントを行っておりまして、自ら個人企業へ出向いて協賛金をいただいて、ぎりぎりのところで運営されている団体もあります。そのように努力されておられて、本町の活性化、交流人口の拡大など、がんばっているところにも補助金を出す考えはないでしょうか。

町 長 お答えします。議員の質問があまりにも漠然的で答えようがありませんので、もう少し具体的に質問をお願いします。

8 番 波 戸 具体的に言いますと、団体名を挙げてということでしょうか。具体的にと申しますと、町内で交流人口の活性化のためにがんばっている団体の方がいらっしゃいますけれども、その中の人たちは実行委員会というのを作って、各個人とか、商店、企業に行きまして、協賛金などをいただいて運営をされているんですけれども、やっぱり大々的なイベントをするにあたりまして、やはり運営的には厳しい面がありますので、そこらへんで交流人口の拡大とかをがんばっていらっしゃいます。そういうところでですね、すべてのイベントに出せと言っているわけではなくて、そうやってがんばっている団体を町の方で検討されて、補助金を出せないかということで質問をしております。

町 長 お答えいたします。まず、ボランティア団体、地域活性化団体、これは自らがやっぱり財源を捻出して活動していく、いわゆる自主組織的な活動であろうと思います。これは基本的にですね。その中でも議員がおっしゃるように、やっぱりどうしても財源が乏しくて、自分たちが思ったような活動ができないという、そういった苦勞もなさっているということはよく聞

きます。そういったことで、これにつきましては、以前、田口議員から千葉県の東庄市のラジコン大会に関連してのご質問をいただきまして、町としてもそういった制度を設けることができないかということでご質問をいただきました。その折に、あの時は何百万円もの補助金を出しているという状況でございましたので、そういった多額な金額の助成はできませんけれども、波佐見や東彼杵、そういった自治体もそういった活動に対して、助成制度を設けておりますので、今後検討していきたいということで、現在、そのような制度の構築を急いでおります。それにつきましても、壇上で答弁いたしましたように、財政状況が厳しゅうございますので、そう多くの補助金あるいは継続的な補助金は交付できないと思っておりますけれども、そういった制度については、今後検討してまいる所存でございます。以上です。

8 番 波 戸 例えばなんですけれども、平成25年度の川棚町ふるさと応援寄付金の中に、一般というところで町長おまかせという欄がありまして、その中で13万円という金額が載っておりました。この寄附金の中からですね、一部でもかまいませんので、町長の裁量で、がんばっている団体に補助金を出すということは考えられませんかでしょうか。

町 長 考えておりません。

8 番 波 戸 よく町民の方からですね、「川棚町最近元気なかね」とか、「さびれよるね」というような声を聞くんですけれども、やはり5年後、10年後の川棚町を考えた場合、今有志のみなさんでがんばっているイベントに対してですね、継続的に活動ができるよう、今行政として行動を起こしていただきたいんですけれども、まだ検討の段階で答えは出ないでしょうか。

町 長 先ほどから何回も答弁しておりますように、そういった制度の構築を今考えているということで、ただ、継続的にということについては、若干問題がありますので、例えば、呼び水的に補助金を交付するという、そういった制度を考えたいと思っております。

8 番 波 戸 例えばお金だけの問題じゃなくてですね、例えば使用施設、体育館とか講堂、公会堂などの料金の減免などは考えられないでしょうか。

町 長 お答えいたします。例えば、施設の使用料の減免ということで、今ご質問がありました。これにつきましては規則や条例で、その使用料の徴収、減免の方法、減免する場合どういったところで、どれを適用して減免

するか。あるいはいくら減免するか、そういったことを決めておりますので、その制度に従って、そういった減免措置はしなければいけない、このように思っております。ただ、今年は、幸いにして町制施行80周年記念の年でもございます。そういう中で、町としては、民間団体が主催する事業に対しまして、町制施行80周年記念事業として、冠をつけて取り組んでいただきたいということで申し上げておまして、そのことについてもお願いをしておりますので、もし町制施行80周年として協賛して、お祝いをしていただくイベントであれば、それなりの対応は可能ではないかと、このように思います。以上です。

8 番 波 戸 例えば、冠事業で80周年記念を募集といいますか、申請をして許可が出れば、そこには減免の対象になるということでしょうか。

町 長 そういう趣旨の答弁をしたつもりでございます。具体的には、それぞれの所管と打ち合わせをしていただければ結構だと思います。

議 長 波戸議員、検討の意思があるという答弁が 있습니다ね。ですからそのへんは具体的に出した中で判断というような解釈に立つべきかもしれませんけれども、視点を変えて質問をされるか、それなりに答弁が出たと思われるかご判断されながら質問を行ってください。

8 番 波 戸 検討をいただくということで、質問を終了します。

(15:50)

議 長 次に、小谷議員。

9 番 小 谷 議席番号9番、小谷です。通告書にしたがい、まちづくりの方向性について質問いたします。

昨今、本町でも少子高齢化の影響もあり、人口が減少傾向にあります。20歳前後の若い人たちが町外へ流出することは、進学や就職状況などから、ある程度は仕方のないことだと思いますが、やはり10年後、20年後を考えると、何らかの対策を検討する時期は、すでに差し迫っているのでしょうか。

これまで取り組まれた雇用の促進へ向けた企業誘致については、平成21年に実施された適地調査で、費用対効果が見いだせないことなどの理由で誘致を断念した経緯や、昨年設置された企業誘致係が今年は廃止されるなど、企業誘致に関しての取組みが停滞し、困難であるように見られます。このよ

うなことから、今後のまちづくりについて、以下の二点について尋ねます。

1、これまで雇用促進のため、工場などの企業誘致を検討されてきたと思うが、商業施設などの誘致を進め、住環境、生活環境の利便性向上を図る考えはないか。

2、町外へ本町をアピールするために、目玉となるような子育て支援策を進め、子育て世代が本町へ定住化することを促し、近隣の企業で働く人たちのベッドタウンを目指していく考えはないか。以上で壇上からの質問を終わります。

町 _____ **長** 小谷議員のまちづくりの方向性についてのご質問にお答えいたします。

まず第一点目の、商業施設などの誘致を進め、住環境の利便性向上を図る考えはないかのご質問であります。ご指摘のとおり企業誘致につきましては、ある企業が工場新設について、その候補地として本町を視野に入れて接触があったことから、平成25年4月に企画財政課内に企業誘致係を新設いたしまして、積極的にこの誘致をしてきたところでありますが、残念な結果となりまして、現在、ほかに適地もないことから、取組みが停滞していることは、議員ご指摘のとおりでございます。そうしたことから、商業施設の誘致について取組みを進めてはどうかのご質問であると思っております。そこで、ご質問にある商業施設の誘致につきましては、次のような理由から現在のところ、それを進める考えにはございません。

まず、大きな理由として、県の補助制度はないということが挙げられます。企業誘致に関しましては、長崎県において補助金や貸付金など、さまざまな制度がありますが、いずれも製造業向け、またはコールセンターや情報処理業などが代表的な例でありまして、いわゆるオフィス系企業向けの制度であり、ご質問にあるような商業施設に対しての補助等の勧奨策はございません。したがって、補助等の支援策をすとした場合、町が出店商業施設に対して、補助等の支援をすとした場合、すべて単独の支援策となってしまう、本町の財政事情を踏まえた場合、商業施設の進出を促すような多額の支援策は、大変難しいものと考えます。

2つ目の理由といたしまして、そもそもいわゆる商業施設の進出は、その企業自らの商業的な企業戦略によるものであると言われており、交通アクセ

ス、地域のマーケティング、適地の確保など、綿密に調査分析し、投資額に見合う採算性を見越したうえで進出するものであり、そういったノウハウのない一地方自治体の本町にとっては、商業施設の誘致をするための戦略を立てるすべがない、そういったことが実情でございます。このようなことから、本町においては、安易に商業施設の誘致を進めることは、大変難しいと考えております。

次に、二番目の目玉となるような子育て支援策を進め、子育て世帯向け本町への定住化を促し、近隣の企業で働く人たちのベッドタウンを目指していく考えはないかとのご質問についてお答えいたします。

子育て世帯の定住化を促すことは、人口減少に歯止めをかけるための重要な施策の一つであると考えておりますし、そういったことで近年、近隣企業で働く方々が本町に魅力を感じ居住していただくことは、大変、好ましいことであり、その意味において、本町はいわゆる近隣市町のベッドタウンとなることは良いことであると、このようにも考えます。しかしながら、それと同時に大きな課題であるのが、定住化を図り人口増につなげるような目玉となるような子育て支援策をいかにして創設するかということにあります。一般論といたしまして、定住化を図るためには、結婚、妊娠、出産、就学前の子育て、就学後の子育て、老後の生活環境と、それぞれのライフステージにおいて有効な支援策を総合的に行うことが必要であり、トータルとしての安心感が必要であると、このように言われております。そして、やはりその生活を支える雇用の場が必要でもございます。そうしたことから、町の単独施策として取り組むには、自ずから限界があるものであり、これらの国、県の施策に期待をせざるを得ない部分が相当ございます。先ほどの質問においてご説明いたしましたように、税と社会保障の一体改革により、今後いろんな国や県の施策が展開されることになる今は過渡期であると言えます。したがって、今後の国や県の施策の情報収集に努め、タイムリーに対応し、効果的に取り入れながら本町の実情に応じた施策を総合的に講じてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上、答弁といたします。

9 番 小 谷 答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、商業施設の誘致に関しては単独では厳しいとの答弁

がありましたが、そこらへんはある程度承知をしておりますが、商業施設が地域に出店してくる場合ですね、確かに事前調査というものは綿密にやられて出店してくるということはあるかと思えます。そこでですね、仮にですね、時限立法等を使いまして、5年なり10年なりの期間をもちまして、ほかのどこの自治体もやっていないような支援策を行うことによってですね、子育て世代の増加を促して、それを売りにして商業関連の企業へですね、町の側から積極的にアピールしていくということにはできないものなんでしょうか。

町長 お答えいたします。確かに、仮にという話で、時限立法的に制度を設けたらどうかということでご質問がありましたが、要は財源をどこで確保するか、例えば製造業の進出の場合は県の支援策があります。町でもそういう制度を設けております。ただ、商業施設については、県の支援策がありませんので、町単独になります。どこで財源を確保するか。これが非常に大きな課題であります。したがって、時限立法的な措置として、現在そういった制度を設ける考えはございません。

9番小谷 一番目の質問と二番目の質問と関連して質問していきましても、まずベッドタウンを目指すためには、外部へ向けた本町のアピールというものが必要になってくると思えます。目玉となるような子育て支援策と言いましたが、町内の方へ向けてという考え方と、町外へ向けての考え方とは、ちょっと違ってくる部分があるかもしれませんが、もちろん町内の住民の方に対しても支援策の充実につながるのですが、いかに町外へ向けて本町のアピールポイントを出して行って、外部に注目度を高めていただけるかということが売りになってくるかと思えます。

そこで、外部から本町を見た場合、仮にですね、移り住んで来ようと思う注目するのに一般的に一番分かりやすいのは、子育てをしている場合の保護者の経済的負担の軽減ですね、この部分が一番、一般の方でも分かりやすい部分かと思えます。3月の定例会で質問いたしました保育料の負担金の軽減につきましても、これに関連してくるんですけれども、例えば、義務教育である中学校卒業までの必ず必要になってくる制服や体操服などに関して、できる限り補助をしていくなどですね、他の自治体がやっていない大幅な軽減をすることができないかという考えがあるんですけれども、その点はどうでしょうか。

町長 今具体的に制服や体操服に対して補助をという話がありましたが、それは教育長所管でございますので、教育長に答弁させます。

教育長 今、川棚町の教育を考えた場合に、準要保護児童の負担もかなり上がってきている状況ですね。そういった中で、新たに制服等の補助を考えていくのは非常に厳しい状況であろうと、このように認識をしているところでございます。

9 番 小 谷 今の答弁で状況的にと言われるものは、財源的にという部分で捉えてよろしいのでしょうか。

教育長 そのとおりでございます。

9 番 小 谷 財源的に厳しいのは分かるんですけども、一つ検討していただきたいことがありまして、来年の町議選挙から議員2名削減が決まっていますが、その削減によって出てくる財源がですね、そこまで大きくないですが、年間で7、8百万円、4年間で考えると約3千万円ぐらいが、ざっと見積もって別に出てくるかと思いますが、この財源の振り分けというものは、まだ検討されていない部分かと思いますが、この財源を子育て支援の方に割り当てるような検討というものは、これからやっていくべきじゃないかと考えるんですけども、その点、町長の考えはどうでしょうか。

町長 お答えいたします。議員定数が減って、そしてその財源が年間800万円、4年間任期で3千万円程度、いわゆる捻出できるということは、これは一般財源の中に含まれておりまして、特定財源ではありませんので、通常の一般支出の中に含まれておりますので、それを活用してどう使うかということについては、大変、制度上構築は難しいと、このように考えます。

定住人口の増加を図る、あるいはそのためには子育て支援に力を入れる。これは議員がおっしゃるとおりでございます。そういったことで、前の質問にも答えましたように、子育て支援の一環として第三子の出生に対して、今、祝い金を10万円差し上げております。これについては、東彼三町とも同額でありますので、あまりいわゆる子育て支援にはなっても、定住人口を増加させるというアピールが、他の二町と一緒にございますので、できておりませんので、これについては何か方法を考えてみたいと、このように考えております。

9 番 小 谷 ただいまの答弁でありました子育て支援に関しても、これから

充実していけるようにということですが、先ほどの堀田議員の質問の中で答えられたホームページなどで町外へ情報発信をしていくということですがけれども、現在、本町でも子育て支援策として先ほど言われました第二子無料化や健康診断等、充実した施策をされているかと思えますけれども、ただホームページに載せるだけでは、なかなかアピールにつながらないかと思うんですよね。ホームページの視聴率をいかに上げるかということを考えないことには、ただホームページに載せただけということになってしまいますので、仕掛けとしてですね、何らかの、他がやっていないことをやらないことには、ただ載せただけになってしまいがちじゃないかと思えますけれども、その点どうでしょうか。

どうでしょうかと言いますか、何らかの視聴率を上げるための方法というものは、何か考えておられないのでしょうか。

議 **長** 小谷議員、ホームページのアクセスを増やすための手法なんですか。子育て支援に対する質問で、ホームページのアクセスで、子育てとの関連性が見えてきませんが、そのへんをもう少し具体的に言わないと答弁ができないかと思えます。

9 番 小 谷 子育て支援策が現在充実している部分も実際あるんですけども、町外の人を川棚に、本町に来ていただくために、ホームページで情報等を外部に発信していくとする場合ですね、外部の人が見るホームページというものを充実させるということは確かに重要だと思うんですけども、ただ充実させるだけでは、なかなかアピールにつながらないのではないかと思うので、本町のホームページのアクセス数が、いかに注目度を高めるかということも、併せて重要になってくるかと思えますが、その点に関して何らかの方法を考えておられるかどうかお聞きしたいと思えます。

町 **長** お答えいたします。ホームページは、あくまでも受け身の画面でございますので、こういった方法があるのか、ちょっと私の頭では判断が付きません。もし、良い案がありましたら、ぜひご提案をお願いいたします。

9 番 小 谷 どのような方法が考えられるかと言いますと、そこはほかのところはやっていないようなことをやることによって、他町からの注目度を上げて、アクセス数を伸ばすという方法が一つ考えられますけれども、ほかのところはやっていないということをやっているというお気持ちがある

かどうかですが、よろしく申し上げます。

町長 お答えします。ホームページのアクセス数を増やす方法は何かが話題になっているわけですね。ホームページは、そもそもこちら提供する側、それを見た人が川棚町は他町と違って良いことをしているなどと思うわけですね。だからその前に、議員はホームページのアクセスを増やす方法を何か考えろとおっしゃっているんでしょ。それについては、私としては良い案を持ちえませんが、何かご提言をしてください。という話をしているんですよ。分かりますね。だからぜひ、もしそういった方法があればご提言をお願いします。

9 番 小 谷 先ほどから他町がやっていないようなことと言っていますが、私も、私がですね。他町がやっていないことをやるというのはですね、例えばホームページだけではなくて、情報を発信するためのメディアというのは、新聞なりテレビなり他にもあるわけですから、そちらの方に取り上げてもらえるようなですね、何らかの方法をとることによって、川棚がどういうところかということで興味を持ってもらえると思いますので、そのような、他がやっていないようなことを考えていけないかと思っております。

議 長 小谷議員、ホームページのアクセス数を増やすんじゃなくて、子育て制度の分で、他がやっていないことをすべきじゃないかという質問なんです。もしホームページの関連のアクセスの質問をされるのであれば、今日は通告に入っていないから、改めて次の議会にするかというところでの区分けをしないと議論がかみませんよ。ちょっと整理をして質問をしてみてください。

9 番 小 谷 すみません。ちょっとずれてしまいましたけれども、他のところがやっていないということはですね、私が今言っているのは、子育て支援に関して他のところがやっていないような施策というものを打ち立てることによって、現在、子育てをしている方たちに見てもらわないと、やはり効果を発揮できないと思いますので、そのような施策として、例えば経済的な負担の軽減であったり、そういう部分で新しい施策を、他のところがやっていないような新しい施策を何らか打ち立てることができないかという部分で、そういうお考えがないかどうかですね、そういう部分で質問をしております。

町長 お答えいたします。他の市町にないような制度を設けて、そして町外にPRをする。町外にPRをするためには、町での方法としてはホームページがあります。そのホームページが子育て支援策について、あるいは定住促進策について一覧で見れるページがないということで、堀田議員からご質問がありましたので、それについては、一覧で見られるような、そういったホームページに切り替えましょうと。それは時間もいるかもしれない。そういった答弁をしております。

新たな子育て支援、定住策については、先ほども言いましたように、前日も議員からは保育料の第二子以降の無料化に引き続いて、全部無料にしたかどうかというご提言もいただきました。これについては、全部無料にしたなら、約1億円の町の財源が必要であるということで、当面の川棚町の財政状況からみれば、それは無理だというお答えをしたわけでございます。先ほどは、第三子の出生に対しまして、祝い金を10万円差し上げております。これについては、波佐見も彼杵も同額でありますので、何らかのことを検討する必要があるんじゃないかと、そう申し上げておりますので、そこらへんでほしい全体的に把握をして、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

9番小谷 今、いただいた答弁である程度理解しましたので、今後の支援策の充実を期待しまして、質問を終わらせていただきます。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(16:18)

(…休憩…)

(16:25)

議長 次に、竹村一義議員。

2番竹村 2番、竹村です。観光事業の取組みについて質問をいたします。

町の財政状況がますます厳しくなっている原因の一つとして、観光事業における起債償還を挙げ、今こそ観光事業収入を増やすための施策について早急に調査研究を行い、立て直しを図るという公約を掲げ町長に就任されましたが、立て直しに向けて、この4年間の取組みと、その成果並びに今後の取組みについてお尋ねをいたします。

就任時における立て直し後の姿は、どのような状況をイメージしていたのでしょうか。調査研究結果の報告の分析により立て直しのポイントは何と捉え

ているのか。調査研究の報告からも、すでに2年目に入っているが、立て直しのポイントをどのような取組みによって具体化してきたのでしょうか。早急な立て直しとしていましたが、現状において成果は出ているのか。あるいは、立て直しに向けての道筋を立てることはできているのか。その場合、目標とする時期の設定があるべきと考えますが、立て直しに期限を設けているのでしょうか。

調査研究は、立て直しに向けてのあくまでも手段であり、目的は立て直しにあるはずであります。これまでの調査研究を、当初考えていた成果に結びつけることができなければ、さらに調査研究をするのかについてお尋ねをいたします。以上であります。

町 _____ **長** 竹村議員からの観光事業の取組みについてのご質問にお答えいたします。

議員からは、4つの質問をいただきましたので、まず①についてであります。観光事業においては、独立採算性が本来の姿と考えており、くじやく荘、しおさいの湯においても、建設当時の財政運営計画では当然、採算性はあって建設されたものと、このように認識をいたしております。しかし、長引く景気の低迷などにより、宿泊客や入湯客が減少し、当初計画で想定していた収入見込みのおりいかなくなったことにより、町の一般会計からの財政負担が出てきたのではないかと、このように思います。そこで、観光事業における町の財政負担を少なくするために、観光事業収入を増加させることが必要であり、その方法を模索するために調査研究を行ってきたところでございます。

次に②についてであります。今回の大学との連携による調査研究において、県立大学からはおもてなしの向上、利用プランの充実、周遊パンフレットの作成、国際大学からは、ハウステンボスや周辺の市町の観光ポイントと連携した宿泊型観光地を目指し、マリンスポーツとの連携、アウトドアプランの検討、棚田米を活用した食事メニュー、合宿や健康メニュー、山岳スポーツとの連携などの提案を受けましたので、それらを立て直しのポイントと捉え、現在、指定管理者との間で実施できるもの等の協議を重ねているところであります。すでに実施したのものとして、周遊パンフレットの作成、スポーツ合宿、アウトドアプランの初心者向けイベント、虚空蔵を活用した山岳

スポーツなど、できるものから具体化しているところでございます。また、指定管理者においては、交流広場を活用し、宿泊型のグラウンドゴルフ大会や、フットサル大会を実施されており、来場者数及び宿泊数の増加につながっており、一定の成果が上がっていると、このように認識をいたしております。

③については、観光事業の立て直しには、大きなウエイトを占めているのは、くじゃく荘の経営状況の改善であると考えます。立て直しのためには、多くのお客様を呼び込み、宿泊していただくことが重要となります。そのためには、調査研究の報告にもありますが、宿泊を伴った利用者の増加が見込める新たな周遊プランの商品開発などとともに、宿泊者へのサービス面での問題点の改善によるおもてなしの充実を目指した行動を起こすことも重要であると考えます。

このような行動計画を指定管理者と協議を行っている途中であり、期限を定めてできるというものでもない、このように考えます。また、しおさいの湯の経営状況も年々厳しくなっているところであり、観光客に加え、町民の皆様の健康づくりに活用していただくような方策も手がけているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

④の大学との連携による調査研究は、立て直しに向けてのあくまでも手段であり、目的は立て直しにあるという議員のおっしゃることは当然のことでございます。これまで平成8年には、アステリスクに委託しての大崎自然公園再生計画の策定、今回は大学との連携によって、調査研究を行ってきたところではありますが、これらの調査研究等で得た提案を実施することにより、成果を出す努力をしていかなければと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

2 番 竹 村 お答えをいただきましたけれども、当初の一番のですね、私がお尋ねしたのは、そもそも観光事業の改善ということを言われたときに、くじゃく荘やしおさいの湯を建設した折の借金返済が、平成22年度で約1億1千万円、それを賄うための観光収入が、わずか1千万円だけと、そういう指摘をされておるわけですね。そういった状況を改善しようということを発言されているというふうには受け止めております。そして、一つのイメージとしては、財政状況を良くするために、今800万円から1千万円ぐらいの額

で推移してきた調定納付金を、不足分を賄うだけのものに持っていこうという、そういう思いがあったのか。そういった具体的な目標とするものがないことには、大学の調査結果を受けてやっています。取り組んでいます。そういったものでは次の質問が続かない。ぜひ、最初の一番組のものについて具体的にこういったものを目指していたんだ、現に目指しているんだというものをですね、お示しいただきたいと思います。

町長 お答えいたします。今、議員からは、いわゆる調定納付金の話が出ましたけれども、要は、観光事業において、起債の償還、本来は企業採算性でありますので、建設当時は先ほども申し上げましたように、これが収益で賄うという、そういった財政計画で建設をされたと、このように認識をいたしております。ところが、長引く景気の低迷によりまして、それがままならないということから、やっぱり原点に戻って、できるだけ観光事業収入を増やすべきではないかということで、この研究事業に着手をしたところでございます。以上でございます。

2 番 竹 村 いや、財政悪化の状況を改善しようということで、そもそもの発言があっておるわけですよ。それは、財政的な改善を促す、そこをどこに持っていこうというものがあるべきではないんですか。

町長 議員の質問の趣旨がよく分かりませんが、要は、観光事業が当初計画どおりの財政計画のようにならなくなったと、そこで、一般財源からの負担が生じてきているわけですね。だから町の財政状況を改善するためには、その観光事業の活性化についても、一つの方策であるということから、そういった発想から発言をいたしております。

2 番 竹 村 そういった受け止め方をする住民の方、町長の発言からですね、あるのかなど。厳しい状況というのは理解しますよ。それでは改善のための調査研究も何のためだったか。観光事業の改善も、財政を改善するための一つの方法と言いますか、そういったものとして捉えていると。それは、財政の状況を良くするためには当然そうでしょうし、良くするということについては、いろんな方法があつて、金額的にもいろんな見方があるんだろうと思います。ただ、観光事業のみを捉えてですね、早急な改善をと言っていたものが、他のものと一緒になって改善しよう、そういった受け止め方はそもそもあり得ないんじゃないんですか。

町長 ますます質問の趣旨が分からなくなりましたが、川棚町の財政状況がこのようになっているということの要因の一つに観光事業の低迷が挙げられますので、この問題については早急に改善を図りたいということで、そのような発言をいたしております。

2 番 竹 村 それでは、町長が言う観光事業の立て直し、あるいは観光事業の活性化という、その表現はどのような概念であると捉えればいいのでしょうか。

町長 概念というよりも、要は、観光事業収入を増やして、そして町の財政負担を少なくするということに私は目標を置いて、これまで進めてきております。以上でございます。

2 番 竹 村 改善をする目標というものについては、それでは数値的な目標はまったくないということよろしいんですか。

町長 お答えします。数値的な目標は掲げておりません。

2 番 竹 村 いや、そこを言われますとね、私は後の質問はまったく続かない。それと、表現として早急な立て直しというものがね、どういうものを早急というのか。また、さっぱり分からないようになってきたんですけれども、だいたい、大学に依頼しての調査研究から、先ほど壇上での質問の中で言いましたように、報告があつてから、もう2年目に入っています。新年度に、町長が新年度の予算と施策の説明がありまして、23年、24年、25年、23年は結果も出ていないと、24年も出ていないが、そういう結果を待つて具体的なものに取り組みたいという発言、それは26年度についても一緒なんですね。ほとんど、その表現方法には変化がない。やはりスピード感がないと言いますか、取り組む、取り組む、結果を待つて観光協会との協議の中で具体的なものに取り組む、先ほどいくらかのものに取り組んでいるものを言われました。やはりもっと自らの発言の裏付けと言いますかね、こういったものに取り組んでいるというものを、住民にもアピールする、そういったものが必要ではないかと。この26年度の町長説明について、こういった状況の中でおっしゃられたのか。この26年度が「大学との連携による調査研究の成果をもとに、今後できることから事業に取り組んでまいり所存です。」そういった表現なんですね。1年前も「今後、観光協会と協議を行いながら事業展開をしていくことといたしております。」進展が見られない印

象しか受けないんですね。そういったことについては、どのように思われますか。

町長 常に前向きに取り組むという表現をしてきております。これは、長年の景気の低迷によって、現状があるわけですので、そう一朝一夕に改善できるものではないと思ひまして、調査研究の成果が出ましたので、できることから実施をしているというのが現状でございます。そして、その成果も少しは見えてきている部分もございます。以上でございます。

2 番 竹 村 どのような成果が見えているのか。先ほど私も質問したつもりなんですけれども、具体的に取り組んでいることは述べられましたけれども、成果についてはお聞きしておりませんので、そのことについてはお尋ねをいたします。

町長 お答えします。成果については先ほど壇上で述べましたように、一部すでに実施をしているものもありますし、観光協会で行っているものもございます。それによって成果が出てきているというふうに判断している部分もございます。以上です。

2 番 竹 村 しつこく聞くのもどうかと思ひながらですね、漠然とした答えになっていますよね。具体的にはどういったものが出ているのか。今答弁されたものの根拠になっているものについてですね、お尋ねをします。

町長 何をもってそういう発言をしているのかと言いますと、実はくじゃく荘の宿泊客、ずっと減少してきておりまして、21年度が1万3,899人、22年度が1万2,701人、それが25年度は1万4,406人と、幾分回復をいたしております。こういったことが、それら観光協会でいろんなことを取り組んでいただいておりますので、一つの成果ではないかと、このように申し上げているところでございます。

2 番 竹 村 今年度は国体もありまして、これをどう活かされるのかなというところもあるんですけども、国体を前にしての効果ということも、すでに出ている面もあるんだろうと思ひます。いろんな取組みをやっているわけですからね。ですから、今度難しくなるのは国体後ですよ。国体が終わった後に、今町長が言われた宿泊客の伸びがそのまま引き続いてあるようなものであればですね、幸いですけれども、一過性のものを回復の状況と捉えることの危険がまた逆にあるんじゃないかと。そこらへんの分析はされておしま

すか。

町長 しておりません。

2 番 竹 村 観光事業が財政の足をひっぱってきたというところで、私はこれを独立採算性ということも言われましたけれども、そこまでできるか、できないかということは横に置いてみても、大きな目標としてされるだろうと思ったんですね。さっきの目標があって、そこに至るまでのいろんな手段を講じていく。そしてまた、必ずしもそれが手段を講じたから、良い結果ばかりが出るとは限らないにしても、継続してより良い方法を探してく、それを継続していく中で、やはり目標を達成できるように、旺盛な、それに対する意欲を持って取り組んでいかれるだろうと、そういうふうな受け止め方をしとったんです。ただ、金額的に目標を持っていないということですので、いささかというか、大いに残念でならんのですけれども、やはり目標を定めなければ、まあ目標を定めませんという場合には、結果こうなりましたということで、そこで終わる可能性もあるわけですよ。ですからぜひ、大きな目標を持ってですね、ここに取り組んでいただきたい。

2年前の一昨年、7月21日の長崎新聞で、県下の8町長の座談会というのが記事に載っておって、町長ももちろんそこでいろんな発言をされていますから、よくご存じだろうと思うんですけれども、これにはぜひ観光事業の活性化をと、県下8町の町長が、それぞれ町の現状、あるいは課題について語るということですから、町長においても川棚町を大いにアピールする、そういう機会であったらと思います。この記事を見ますと、事業展開の中ではですね、財政の健全化を念頭に置いての行革、今年1年かけての地域見守りネットワークの整備と自主防災組織の育成、それと臨港地区における小さい工場が撤退した跡地での、小さい企業であっても進出できる制度づくり、主にこれを挙げてあるんです。それで、課題や夢を語るという、そこではですね、川棚川の治水対策でダムに反対されている方々に話し合いに応じていただきたいということ、あと三点、三点というか、3つピックアップしてみたいですけれども、それはすべて観光、交流人口増のことなんですね。「観光事業に力を入れているが、低迷しており、財政に悪影響を及ぼしている。ぜひ、観光事業の活性化を図りたい。県立大と長崎国際大にお願いして、どんなことをしたら町を活性化できるか調査研究をしてもらっている。今年度

末の提案を期待して、観光事業の活性化を図りたい。大崎自然公園にホッケー専用のグラウンドができたので、これを活用して交流人口を拡大したい。」こういったことなんですね。よく覚えておられるだろうと思うんです。川棚町を大いに外にですね、あれは長崎新聞の14面、15面、2面を割いての記事でしたのでね。多くの県民、町民の方が見ておられると思うんですけれども、こういった機会に大いに川棚町をアピールしようという、そういうお気持ちはあったろうと思いますが、こういった内容です。この内容を私なりに見ますとね、やっぱり観光事業がいかに大きなウエイトを占めているかと、アピールすることにですね。そして、そこを改善することがまちづくりにつながるんだと。主要施策としての位置づけをしていると思うんですね。そういった主要施策の位置づけをしていると思える観光事業に対しての今日の町長の答弁は、いささか残念でならないと、先ほども言いましたけれども、もっと大きな目標を掲げてですね、やはり目標が小さいのでは、そこに至ろうとする努力も小さくていいわけですから、どうぞ大きな目標を掲げてですね、そこに至るように努力を重ねていただきたいというふうに思います。それが、先ほどから質問があっっています企業誘致のこととかは、なかなかこれも停滞しているということで、新たなものは望めないという中で、私が思い描いていたような活性化ができれば、また雇用の機会を大きくすることにもつながっていくわけですから、ぜひ大きな目標を掲げていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

町長 あ、今の質問の中で、私が思い描いたようなものができれば活性化ができると思うという発言がありましたが、意図が分かりませんので、もう少し具体的な発言をお願いします。

2 番 竹 村 さっきからですね、分からん、分からんとおっしゃったけれども、やはり財政再建ということへの手段としての観光事業の立て直しをするということですのでね、そこに町長自らの発言の中にも、起債償還に云々というような、金額的なものがあるわけですね。そこは一つの目標かなと思うんですよ。そう受け止めるのがそうだろうと思うんですよ。自ら言うておられるわけですからね。そこについての考え方についてお尋ねいたします。

町長 議員は、先ほどから目標をもっと大きく持って取り組んだらどうかというふうなご発言のようでございますが、目標を大きく持っても、そ

れが達成できなければ意味がないわけでございますので、まずは、少しずつでもいいですから、観光事業の収入を増やしていこうということで努力をいたしております。これにつきましては、先ほど、年間800万円から1千万円程度の調定納付金というお話もありましたが、実は、平成25年度の決算においては、1,200万円以上の調定納付金を納めていただきましたので、これについても、少しずつではありますが、成果が出てきているんじゃないかと。もちろん交流人口の拡大、先ほど言いましたように、くじゃく荘の宿泊客が少し伸びております。今後これが伸びていくかと言いますと、先ほど議員がおっしゃったように国体が終われば、また戻るんじゃないかという危惧もされます。しかし、それを減少させないような、今後努力をしていくということで、現在も観光協会と今後どうしていくか議論をしております。もちろんこの25年度の1,200万円の調定納付金については、観光協会自らが努力をされて達成されたものであることも申し添えておきたいと思えます。

2 番 竹 村 観光協会は努力していないなんてことは一つも言っていないんですよ。また大きな目標云々というのを言われましたけれどもね、100を望めば、そこに至ろうとがんばれば70、80はいくかもしれないけれども、最初から30しか望まなければ、そこに至ることも難しかろうという話をしているわけですよ。分らないですかね。それと合わせてお聞きしますけれども、今回の調査研究の結果、分析されておられるわけですが、これについて手ごたえは感じておられますか。

町 長 今の質問の中で、100を望めば100に近づく、30を目標にすれば30以下であるというようなことをおっしゃいましたけれども、確かにそれはそうかもしれませんが、要は、これまでずっと右肩下がりで観光事業収入が減ってきております。こういう状況を考えたときに、一石二鳥で100を目標に定めて、それが実現できるというような計画が果たしてみなさんに支持されるでしょうか。したがって、私はできることから、例えば少しずつでも観光事業収益を増やそうと、そういった姿勢で今も取り組んでおります。

それから、国体の開催についての、いわゆる効果がどうであるかということについては、今それに一生懸命取り組んでいる状況でございますので、結

果を見なければ分かりませんが、ぜひこれを機会に交流人口の拡大につなげていきたいと、今はそういった取組みをいたしております。

2 番 竹 村 先ほど聞きました調査研究の結果を分析されて、その報告について手ごたえを感じておられるかということについては。

町 長 お答えいたします。調査研究についての結果について、今提案がなされているものについても実施をしております、今後もそれについては取り組もうということで、現在、協議をいたしておりますので、そういった期待を持って今後取り組む予定にいたしております。

2 番 竹 村 まずあの、前提となる質問の最初の就任時における立て直し後の状況はどういったものかというものについてはですね、何度尋ねてもかみ合いませんので、他の質問についても成り立たんのかなという気がいたしております。ただあの、同様の施設で、今の川棚町の現状が失敗という表現はしませんけれども、成功とも言えるような状況を作っているところもあるわけですね。もちろん背景は違うというのはわかりますけれども。ですから、厳しさは分かりながらも、今サッカーのワールドカップがあつてまして、日本はグループから出られないかなというような大変厳しい状況になってますけれども、それでも出ると選手たちは言っていますけれども、それほどの厳しさもないんじゃないかなと思いますのでですね、ぜひ目標としてはですね、より良きものを設定して、そこに至ろうとする努力を重ねていただきたいと思います。質問を終わります。

(1 6 : 5 8)

議 長 通告者の質問が終了いたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。傍聴者の皆様におかれましては、休日にもかかわらず最後まで傍聴いただきありがとうございました。本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でした。

(1 6 : 5 8)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____